令和３年第６回　飯塚市議会会議録第５号

　令和３年１２月１０日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１１日　　１２月１０日（金曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　９４号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）

　　　　　　　　　（　総務委員会　）

２　議案第　９５号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

３　議案第　９６号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

４　議案第　９７号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

５　議案第　９８号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

６　議案第　９９号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

７　議案第１００号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

８　議案第１０１号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

９　議案第１０２号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

10　議案第１０３号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

11　議案第１０４号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

12　議案第１０５号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

13　議案第１０６号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

14　議案第１０７号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

15　議案第１０８号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選  
定関係）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

16　議案第１０９号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設  
関係）

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

17　議案第１１０号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　（　総務委員会　）

18　議案第１１１号　飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

19　議案第１１２号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

20　議案第１１３号　飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

21　議案第１１４号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

22　議案第１１５号　飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

23　議案第１１６号　契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

24　議案第１１７号　契約の締結（文化会館大規模改修工事）

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

25　議案第１１８号　指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

26　議案第１１９号　市道路線の認定

　　　　　　　　　（　経済建設委員会　）

27　議案第１２０号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）

　　　　　　　　　（　協働環境委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第１２２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）

　　　　　　　　　（　福祉文教委員会　）

第４　請願の委員会付託

１　請願第５号　大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願

　　　　　　　（　経済建設委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。７番　土居幸則議員に発言を許します。７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。協働のまちづくりの推進は、地域の課題を自らが解決できるよう市民の力や地域の力を醸成するため、コロナ禍において低迷する地域活動の活性化に対し、必要な支援に努めておられると思います。また、飯塚市交流センター整備実施計画に基づき、地域コミュニティーの活動拠点となる交流センターの整備等を推進され、機能の充実を図っておられます。このことを踏まえて、３点ほど質問をさせていただきます。１点目は「交流センター整備計画及びまちづくり協議会の方向性について」、２点目は「生涯学習の振興と放課後児童クラブの在り方について」、３点目が「コロナ禍における急患センターの運営について」です。

ここ数年で、交流センターの改修工事や新築工事が進んでおります。このことによって、市民の方々は大変喜んでおられます。特に穂波交流センターは、エレベーターがなかったため、サークル活動等に参加されておられる高齢者の方は、膝が悪いため２階まで上がるのが大変苦痛なので、サークル活動をやめようかと思われていた方もおられたそうです。しかしながら、エレベーターをつけていただいたおかげで、今は楽しくサークル活動を続けておられるそうです。各地区の声を聞きますと、改修や新築をしていただいたおかげで市民の方々は施設がきれいになったと喜ばれておられ、また、施設利用者も以前と比べて右肩上がりに増えているとお聞きしております。ここに至るまでには、さぞや大変なご苦労があったこととご推察いたします。市民の方々に成り代わり、お礼を申し上げます。

それでは、まず地域交流センターの整備計画についてですが、現在までの進捗状況について、ご説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和３年１２月末現在で、一部外構工事等を実施中の施設を含みますが、整備済みの交流センターについては新築が４件、大規模改修が３件となっております。また今後、令和３年度末までに新築１件、改修、これは福祉施設との複合化でございますが１件、それから令和４年度までに新築１件となっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　まだ整備されていない施設についてお聞きいたします。筑穂交流センターは、エレベーターが設置されていないこともあり、支所の利活用等の考えから、支所の中に移転する計画があり、部分改修をして研修室を造られ、現在、一部のサークルさんが利用されているとお聞きしております。今後の整備計画の方向性についてお尋ねいたします。現在までの進捗状況についてご説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　筑穂交流センターにつきましては、筑穂支所庁舎内に筑穂ふれあい交流センターとして既に整備しております部分を併せて使用しながら、現施設においても運営上、支障が生じた場合など、その都度整備を行い、並行稼動による運用を行っております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、もし仮に移転するとしたら、いつ頃を考えておられるのか、お尋ねいたします。○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

公共施設等のあり方に関する第３次実施計画に基づき、当面の間は２つの施設の並行稼動と考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

それでは、飯塚片島地区についてはどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚片島交流センターにつきましては、昭和５７年建設で既に３９年が経過しております。現在の場所は、敷地も狭く、現地での建て替えは困難であることを踏まえると、将来的には新たな建設用地を確保した上で建て替えていくものと考えております。それまでの間は、運営上支障が生じた場合など、その都度、整備を行いながら、現施設を使用していくことといたしております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　現在、大改修工事をされている施設、菰田、飯塚東、穂波は、あくまでも延命に過ぎないと思っております。もって１５年くらいではないかと推測いたします。その後の整備計画について、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　劣化の状況にもよりますが、大規模改修工事を行った交流センターにつきましては、改修後１５年から２０年をめどに建て替え等の方針について検討が必要と考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

予算のこともあろうかと思われますが、ぜひ長期計画を立てられて進めていかれることを期待します。

それでは続きまして、小中一貫校と交流センターが、複合施設になったことでのメリットとデメリットをそれぞれの担当課、また保護者や児童生徒及び交流センター利用者、学校の先生方や職員の意見などのアンケートや聞き取り調査等をされておられると思いますので、どういった意見があったのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　小中一貫校との複合施設でございます頴田交流センター及び鎮西交流センターにおける利用者からは、車両出入口が共用のため、登下校時に出入口付近の渋滞が生じること、行事開催時に学校や児童センターとの調整が必要となり、開催に制限がかかること、学校との共用施設である調理室など、学校優先であるため利用できないことがあるなどのデメリットの意見がある反面、メリットといたしましては、送迎の際に交流センターでの手続や図書館の利用が可能となったこと、地域として登下校時の見守りが容易になったこと、授業協力や備品の貸し借りなど、学校との連携が取りやすくなったこと、災害時の避難所運営が一体的にできるようになったことなどの意見があっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは続きまして、自治会及び自治公民館についてお尋ねいたします。自治会加入者が減少しているとお聞きしております。現状はどのようになっているのか。また、自治公民館の役員の成り手がいないため、十分な活動や行事ができないことから、地域の活力が減少し、自治会自体が存続の危機に来ていると聞き及んでいますが、その現状について、飯塚市として分析をされておられると思いますが、その対応と対策についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和３年９月現在の自治会数は２７８自治会でございます。自治会加入世帯数は３万４２７５世帯となっており、住民基本台帳における世帯数が６万２９２２世帯であり、自治会加入率は現在５４．１６％となっております。ただし、住民基本台帳における世帯数は、たとえ１軒の家に住まわれていたとしても、世帯分離をしている場合には複数世帯とカウントされるため、より実態に即している国勢調査の世帯数で加入率を算定することも検討する必要があると考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、加入促進に向けたこれまでの取組についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これまでの取組といたしましては、交流センターをはじめ、市内公共施設へのポスター掲示や、のぼり旗の設置、自治会加入促進チラシの窓口配架、先ほど申しました宅建協会への依頼などを行っており、自治会加入の意思がある方には、自治会役員による自宅訪問時に啓発グッズの配付などを実施しております。これに合わせて年度末及び年度初めの休日開庁日に合わせて、本庁及び各支所において、自治会加入案内ブースを設けて加入促進を図っております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　自治会加入促進に向けて、関係各課の取組はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民課及び各支所市民窓口課において、転入それから転居届出があった際に、自治会加入の案内を行っており、そこで加入の意思を示された方より、自治会長など自治会役員が自宅に訪問することを承諾するための訪問承諾書の記入をしていただいております。提出されました訪問承諾書につきましては、市民課よりまちづくり推進課を通して、各交流センターから関係自治会長にお渡ししまして、自宅訪問、加入促進というような流れになっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　自治会加入促進に向けて、各種の取組を行っていただいているようですが、実際には、年々加入率は低下しています。今後の対策としてはどういったことを考えておられるのか、お示し願います。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　実際に転入時等における訪問承諾書の提出件数は、年々減少してきておりますので、いま一度、市民課等関係課との連携の仕方を見直し、一枚でも多く訪問承諾書への記入をしていただけるように、関係課とここは一致団結して取り組んでいきたいと考えております。

また、自治会連合会における自治会加入促進部会とも連携して加入促進に努め、今年度につきましては自治会加入率向上のため６０万円の予算を確保しております。この予算を活用し、自治会加入率が低く、かつ加入促進に意欲的な自治会を選定し、自治会役員などと現状分析や協議を行い、自治会が行う事業に合わせた加入促進グッズやチラシを作成し、加入促進を図るものでございます。現在、この事業の実施について、各自治会に呼びかけているところでございます。

また、その後の加入率を分析し、効果のあった取組につきましては、他の自治会へ広げていく予定といたしております。合わせて現在、飯塚市協働のまちづくり推進条例における飯塚市協働のまちづくり推進委員会において、自治会に関して検討することといたしておりますので、ここでの意見、提案などを参考にしながら、必要な施策を講じていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　毎年、どこかの自治会や自治公民館では、任期満了に伴い、新しく自治会長や公民館長が選出されております。昨年から、コロナ禍のため会議が開催されない状況で、自治会長や公民館長になった方は、市では正副会長会や理事会が開催されておられますが、その情報が流れてこないとの声も聞かれますが、飯塚市自治会連合会の情報提供の仕組みについて、また新人自治会長や公民館長たちへの指導、助言、支援等はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

自治会連合会理事会で協議されましたことは、各地区の自治会長会にて報告いたしております。しかしながら、コロナ禍のため書面会議となることもありましたので、情報が正確に伝わらなかった面があったのかと思っております。不明なことは、気軽に交流センターに問い合わせていただくようにお知らせをしていきたいと考えております。また現在、新人の自治会長を対象とした研修などは行っておりませんが、自治会連合会と共同で自治会長ハンドブックを作成しており、毎年、新人の自治会長に配付し、内容の問合せ、対応を行っております。また制度の新設や改正などにより改訂版を作成した際には、全自治会長に対して説明文を添えて各交流センターより配付を行っております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

それでは続きまして、まちづくり協議会についてですが、先ほどからお尋ねしておりますが、自治会や自治公民館では、コロナの影響もあり、活動がなされない状況は別として、以前は青少年部や体育部、女性部など、地域行事の中心となって行事をされていましたが、地域によっては、少子高齢化、核家族化が進み、役員等の成り手がいないため、子ども会やスポーツ事業がされない状況で、地域の活性化を図ろうにもできない自治会や自治公民館が増加傾向になっていると推測いたしますが、現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市内には２７８の自治会が存在しており、自治会単位での活動に関して、全て把握はできておりませんが、自治会活動自体を休止している自治会も複数存在することから、質問議員がおっしゃるとおり、自治会単位での子ども会活動や、スポーツ事業などの事業が実施困難になってきている自治会が増加傾向にあると、我々としても感じているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　地域活動が活性化するためには、一自治会では、活動や行事ができない状況だとすると、地区まちづくり協議会が果たす役割は重要だと考えますが、これについてお考えをお示しください。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まちづくり協議会については、平成２５年１０月に策定した「新しいまちづくりに向けて」、これが第１版でございますが、その中でまちづくり協議会の基本理念として、自治会をはじめ地域に存在する子ども会や体育振興会など、様々な団体や住民をつなぎ合わせ、それぞれの活動を活性化することで、地域の自治を担う組織、地域の中核となる組織と位置づけており、重要な役割を担っていただいているものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　平成２４年度末をもって市内１２地区全てにまちづくり協議会が設立され、平成２５年度からは本格的なまちづくり活動が開始され、事業も落ち着いてきていると推測いたしますが、発足当時から自治会長がなされているところが大半ではないかと思いますが、１２地区まちづくり協議会で、当初から会長をされておられる地区のまち協は幾つあるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まちづくり協議会の会長選出については、各まちづくり協議会規約に基づき選出されておりますが、発足当初は１２地区全てのまちづくり協議会において、その地区内の自治会長から選出されております。現在におきましては、飯塚東地区及び庄内地区の２地区につきましては、自治会長以外の方が会長として選出されておられます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　「新しいまちづくりに向けて（第１版）」の表紙に、「市民と行政が協働で創るまち　飯塚市のめざす　まちづくり協議会」とありますが、まちづくり協議会の到着点はどこにあるとお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まちづくり協議会の到着点は、「新しいまちづくりに向けて（第１版）」の中で整理いたしております。その中では、まちづくり協議会の将来像として、地域課題を解決していく組織、市と対等な団体として機能できるような組織といたしておりますので、私どももまちづくり協議会の皆さんと一緒につくり上げていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　飯塚市第二次行財政改革後期実施計画が策定されておられますが、まちづくり協議会についてどう記載されているのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　人口減少、少子高齢化社会の急速な発展に伴い、市民を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化、複雑化する市民ニーズに対応するためには、市民等と行政が協働のまちづくりを推進する必要が生じています。まちづくり協議会は、自治会やＮＰＯ法人など地域活動団体と同様に主体となる市民や団体等の活動が円滑となるような支援先であるというふうな形で記載をしております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　以前、同僚議員が一般質問の場で、まちづくり協議会の存在意義も含め、明確な位置づけについて、しっかりとした検討が必要であるのではとの質問に対して、その際は、まちづくり協議会の位置づけを明確化した法的整備を行いたいとの答弁があり、合わせて市長もすぐにでも進めていきたいと言われたと記憶しております。また組織強化の具体化には法人化が必要であるのではとの質問には、１２地区のまちづくり協議会のうち、積極的に進めたいという地区があったので、市としても積極的な支援を行いたいとの答弁がありましたが、その後のお考えをお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

最初に、まちづくり協議会の位置づけの明確化案につきましてご説明します。令和２年３月に制定しました飯塚市協働のまちづくり推進条例において、第２条の定義として、「市内１２地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会」として規定し、第７条では役割として、「まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする」と規定いたしております。

次に、法人化につきましては、飯塚市１２地区交流センターにおける運営等の一部を地元まちづくり協議会に委託して、地域活性化を図ることを目的に、まちづくり協議会の法人化に向けて検討するため、令和３年７月にまちづくり推進課内、構成としては各交流センターのセンター長、係長、主事及び本庁職員の中で構成しておりますが、その組織として、まちづくり協議会法人化検討ワーキンググループを設置し、まちづくり協議会の法人化のために必要な事項の調査及び検討、法人化に適した法人格の検討、その他必要な事項の検討などの調査を、内部でございますけれど始めたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　私もいち早く、まちづくり協議会に指定管理の委託を受けていただきたいと思います。まちづくり協議会の方は、いろいろな職業の経験を持たれた方がたくさんおられますので、その方々のノウハウを生かせば、地域が元気になり、それぞれの地区まちづくり協議会の特色ある活動がなされると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まちづくり協議会は、その地区内において中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、地域課題の解決に取り組むとともに、活動を通して協働のまちづくりの推進に努めていただくこととしております。質問者が言われますように、各地域において地域をこよなく愛されている方々が多くいらっしゃいます。その方々が、まちづくり協議会に参画していただき、自立した活動を展開していただければ特色のあるまちづくり協議会になるのではないかと考えていますので、市といたしましても、それら活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　少しだけ補足させていただきますが、自治会加入者が増えない一つの要因は、自治会つまり地域がどんな活動をしているのか、住民の方々に見えないことに原因があると思われます。まちづくり協議会の役割は重要だと思いますが、活動拠点である交流センターをつかさどっている職員の役割が最も重要で必要とされていると思っております。少なくとも地域の実態を把握しているのが地区交流センター職員だと思っております。まちづくり協議会と連携を密にしていただきながら、常に地域にアンテナを張っていただき、今まで以上に自治会長や自治公民館長及び社会教育団体と情報交換をしていただき、指導、助言と支援、行動に移していただくことを要望して、この質問を終わります。

　それでは、続きまして「生涯学習の振興と放課後児童クラブの在り方について」お尋ねします。まず、生涯学習の振興についてですが、地区公民館から交流センターに移行して何年になりますか。また、生涯学習課からまちづくり推進課に何が移行されたのかをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交流センターは、平成３０年４月から運用開始となっております。交流センターに移行して現在まで３年が経過いたしております。また事務の移行につきましては、施設の管理の所管、それと合わせてセンターに従事する職員の主幹担当が、まちづくり推進課のほうへ移行となっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　事業等のすみ分けがされたことにより、本来の社会教育事業の充実が図られたところについて、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　地区公民館が、まちづくり推進課所管の交流センターへ移行してからも、従来から実施しておりました社会教育・生涯学習事業は継続しております。生涯学習課及び中央公民館は、全市的な社会教育・生涯教育を担う拠点として位置づけ、主に市内全域を対象とする事業やイベントを実施するとともに、各交流センターで実施している事業の総括管理や、県との調整事務等の庶務を担当しております。また、交流センター移行後から毎月定例で開催しております交流センター係長並びにまちづくり推進課及び生涯学習課の３者合同の会議におきまして、生涯学習課が所管する社会教育・生涯学習事業に関する依頼や連絡事項等の共有や、事業実施に係る各交流センターの疑問点や意見等の把握ができるようになりまして、従前よりも円滑で、かつ同一の方針に基づく事業運営ができるようになったと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　生涯学習事業の中で、放課後子ども教室事業は、学校の空き教室や交流センターを活用して実施されていますが、学習プログラムや運営等について、保護者や子どもたちのアンケートにはどのような意見があったのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　放課後子ども教室におきましては、プログラム実施後に随時、アンケート調査を実施しており、次のようなご意見がございました。まず、プログラムにつきましては、メニューや回数を増やしてほしいというご意見や、実施しているプログラムをこれからもずっと続けてほしいという前向きと申しますか、建設的な意見が多く寄せられております。運営につきましては、スタッフへの感謝や子どもが参加するのを大変楽しみにしているという好意的な内容が多く寄せられております。また子どもが何事にも積極的になった、自立的な行動ができるようになったなど、この事業が子どもの成長を促す結果につながっていることが分かる意見も数多くございました。また、本事業に参加したことをご家族の中で話したり、保護者が事業参加後の子どもの様子を観察したりすることが、ご家族のコミュニケーションの機会を増やしていることがうかがえる内容も多くございました。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　平成１９年度から熟年者マナビ塾が１２地区で始まっています。小学校の子どもたちにも、いろいろな生活体験を経験し、熟年者も子どもたちと触れ合うことにより元気になると言われていますが、当初から参加されておられる方は、かなりの高齢になっております。このまま参加者が増えない状況では衰退していくと思いますが、今後の対策と新たな構想などがあればお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　熟年者マナビ塾の塾生の人数は、平成３０年度が１７８人、令和元年度が１８１人、令和２年度が１６９人、今年度が１４３人となっております。平均年齢は、平成３０年度が７７．３歳、令和元年度が７７．４歳、令和２年度が７７．８歳、今年度が７８．６歳となっており、徐々ではございますが、高齢化が進んでおります。本事業は、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に寄与しており、また、開催場所が小学校の余裕教室であることから、児童との交流や学校からの要請に基づく支援活動もあり、異世代交流の促進においても重要な事業と認識しております。年に１回、発表会を実施し、活動内容を多くの方に見ていただくことや交流センターの広報紙等での周知をしておりますが、なかなか塾生が増加しない状況が続いております。昨今、高齢者の社会参加が多岐にわたっている状況ではございますが、今後は広報に工夫を加える等、周知活動を一層充実させ、高齢者の活動の場の選択肢の一つとして検討していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

この熟年者マナビ塾は、経験の浅い学校の先生方も支援をしていただくことで授業が円滑に進み、児童も体験や経験を教えていただくことで大変喜んでおり、また、熟年者の方々は子どもたちと触れ合うことで日常生活に張りができ、楽しみにしていますと言われました。全国的にすばらしい事業だと思っておりますので、継続は力なりと申しますので、今まで以上に支援をしていただくことを要望いたします。

それでは続きまして、生涯学習ボランティアネットワーク事業についてお尋ねいたします。現在の登録者数と、学校、児童クラブ、自治公民館等のそれぞれの派遣者数と謝礼金はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　令和３年１０月現在のボランティア登録者数は１７３７人となっております。今年度１０月末時点での派遣数は、小学校が３５８人、謝礼金は５３万７千円、中学校が１６３人、謝礼金は２４万４５００円、児童クラブは１４２人、謝礼金は２１万３千円となっております。自治公民館への派遣実績はございませんが、交流センターで２７人、謝礼金４万５００円。就学前児童の関連施設では６人で謝礼金が９千円となっております。今年度は、緊急事態宣言期間中の派遣を休止していた時期がございましたので、実はコロナ前に当たる令和元年度の同時期と比較いたしますと、総派遣数で５３６人の減となっておりまして、謝礼金につきましても派遣者数の減少に伴い、８０万４千円の減となっているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは続きまして、いいづか市民マナビネットワークと、交流センターサークル事業についてですが、似ていると思いますが、それぞれの経緯と内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　いいづか市民マナビネットワーク、いわゆる「ｅ－マナビ」につきましては、平成２１年９月に市民有志が運営主体となり、知っている人が知らない人へ教えることにより、学びの場を広げることを目的として開始した事業でございます。一方、サークル事業は継続した学習を通しまして仲間づくりをし、地域の文化振興に寄与することを目的とした事業でございまして、生涯学習課及び各交流センターが運営支援を行っております。ｅ－マナビ事業とサークル事業を比較いたしますと、学習内容は類似しているものもございますが、まず開設に必要な受講者数に違いがございまして、ｅ－マナビ事業は５名以上、サークル事業は１０名以上となっております。開催場所は、ｅ－マナビ事業は開催が可能な場所であれば使用する施設は限定しておりませんが、サークル事業は原則、中央公民館及び交流センターとなっております。開催期間は、ｅ－マナビ事業は４回をワンセットとし、受講生の要望に応じて、そのセットを更新していく運営方法ですが、サークル事業は約１年間継続して学習する形態となっております。学習の開始時期につきましては、ｅ－マナビ事業は同じことを学びたい市民が５名集まれば、いつからでも開始が可能となりますが、サークル事業につきましては、中央公民館や交流センターが定めた期間、通常４月または５月からの開始となります。ｅ－マナビ事業は好奇心や興味関心に基づき気軽に参加できる学びの機会を提供し、また、サークル事業は長期にわたってしっかりと学ぶ機会を提供していることが大きな違いとなっております。このように類似点もございますが、いずれの事業も、いつでも、どこでも、誰でもが学ぶことができる環境づくりに寄与する事業となっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　学習活動の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりをされておられますが、成果についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　青少年育成事業へ参加した子どもが、事業の参加後に自立的な行動をするようになった例や、地域活動へ積極的に参加している例、また大人になってからも地域活動や子ども会活動等の中心になったり、過去に参加した事業に指導的立場で戻ってきたりする例がございます。また、先ほど放課後子ども教室のところで申し上げましたように、家庭でのコミュニケーションの醸成にも役立っているというふうに認識しております。また、高齢者を対象といたしました熟年者マナビ塾では、会場となる学校の要請に応じて支援活動を行っており、参加者の生きがいづくり、自己有用感、また異世代交流の促進に大きく役立っていると考えております。その他の高齢者向け講座におきましても、生きがいづくりのみならず、受講後に学習ボランティアへの参加や、ｅ－マナビ事業の講師としてご活躍されている方がいらっしゃいます。総じて、多様な年代で学習のフィードバックや還流が行われていると思われます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは続いて、放課後児童クラブと放課後子ども教室についてですが、まず、放課後子ども教室と児童クラブとの連携をされた学習プログラムを取り入れられておられますが、どなたがコーディネーター的役割をされておられるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　児童クラブにおける学習プログラムの実施につきましては、現在は各児童クラブの主任支援員を中心に、けん玉や縄跳び、手話といった内容に取り組んでおりますが、プログラムの内容など活動全般に関する相談につきましては、学校長の経験がある教育委員会の指導主事がコーディネーターとしての役割を担っております。放課後子ども教室の実施に当たりましては、各交流センター所属の職員計１２名がコーディネーターとしての役割を担っており、児童クラブ支援員と放課後子ども教室担当者が相互に調整を図り、平日開催の校区につきましては、朗唱等の取組を、児童クラブを利用する児童と放課後子ども教室に参加する児童が一緒に行うプログラムを実施しているところもございます。なお現在は、新型コロナウイルス感染予防のため、合同でのプログラムは休止している状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、定期的に児童クラブの先生や学校の先生等との連絡会は持たれていますか。また、その連絡会に放課後子ども教室の担当者は入っておられるのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　児童クラブと小学校が連携を図る連携会議は、毎月１回実施をいたしております。この会議におきましては、行事予定の確認や配慮が必要な児童の情報共有、児童クラブでの子どもの様子や、生徒指導上での諸問題に関して情報交換を行っているところでございます。このため、放課後子ども教室担当職員は参加をしておりませんでしたが、子どもの放課後をより豊かにすること、かつ安全安心な居場所作りのためには３者が情報共有することが必要であるとの考えから、令和３年度より、毎月ではございませんが、必要に応じまして放課後子ども教室担当者も、この連携会議に参加をしております。しかし、残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、放課後子ども教室は一時休止を余儀なくされたこともございまして、会議の開催には今のところ至っておりません。しかしながら、教室の開催がない中でも、昨年度から学校教育課と生涯学習課の両担当におきまして、合同の連絡会議実施に向けた協議を行い、相互の情報を共有した上で、会議の方向性や内容を検討しているところでございます。放課後子ども教室担当者を含めた合同の会議につきましては、現行の連携会議とは別の協議体として、学習プログラムの情報共有やその他の活動内容、コロナ対策、学期ごとの活動状況など、学校、児童クラブ、子ども教室が情報の共有の認識を深め、一体となって放課後児童の育成に取り組めるようなものにしたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　以前、飯塚プランについて協議がなされておられましたが、その後どうなりましたか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚プランとは、平成２９年度から児童クラブの所管が教育委員会となったことに伴い、子どもたちの放課後の安心安全な居場所の確保に加えて、小学校、児童クラブ及び放課後子ども教室での一体的な放課後の児童育成を図る取組でございます。各児童クラブでは、異なる学年が交流する集団活動の中で学習プログラムを導入した取組を始めております。開始当初は、明確なビジョンを示すことよりも取組を実施することが先行しておりましたので、令和元年度に、児童クラブを中心とした放課後児童の支援のあり方検討会を立ち上げ、各専門分野の委員にご検討をいただき、令和２年３月、「児童クラブ活動を柱とした放課後児童の支援ビジョン」を策定し、学校教育事業となりました放課後児童クラブと、社会教育事業で実施をしておりました放課後子ども教室の双方におきまして、放課後に児童に身につけてほしい力などの明確なビジョンを示したところでございます。このビジョンでは、「生活や遊びなどの様々な体験を通じて、学年を超えた仲間と協力しながら自ら進んで行動する、『生きる力』を身につけた子どもたちを育てる」ことを、本市の放課後児童対策の目標といたしております。現在、このビジョンに基づき、児童が基本的な生活習慣のほか、仲間への思いやり、実体験を通して主体性、心と体の忍耐力を育むことができるよう集団活動や学習プログラムを実施しております。新型コロナ感染拡大による学校の休業や児童クラブの終日にわたる開所等により、ビジョンの周知が遅れましたが、校長会や児童クラブ支援員会議、児童クラブ等運営委員会などに対して説明を行ったほか、市のホームページを活用して周知を図っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、内容と今後どのように活用し、推進していかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まずは、先ほど申し上げました小学校児童クラブ、放課後子ども教室が一体となった連絡会議を全ての学校で開催できるよう、現在、会議の内容について検討しておりまして、調整が取れたところから順次、実施することといたしております。このことにより、学校教育、社会教育における相互関係がより強固なものとなり、学校を含め児童に関する相談、小学校や児童センターの施設利用、コロナ対策等のあらゆる問題において共通認識を深めることにつながり、ビジョンが示す一体的な放課後の児童育成ができると考えております。将来的には、学校教育事業である児童クラブ、そして社会教育事業である放課後子ども教室の両事業において、学習プログラムを共有し、例えば、年間で取り組んだ内容を小学校や交流センター、児童センター等で発表できる機会を設ける等、学校や地域の方を含め、放課後児童を中心とした地域全体の交流をより一層図ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは社会教育関係団体についてお尋ねいたします。教育委員会に登録されている団体は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市教育委員会に登録をしている社会教育関係団体は、飯塚市社会教育関係団体の登録に関する要綱に基づき、各団体からの申請による登録となっており、登録期間は決定の日から１年間となっております。登録の条件といたしましては、社会教育法第２条に規定されております学校教育課程で行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を実施する団体であること、かつ同法第１０条の規定による、団体の性格を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするということといたしております。現時点での登録数は１２団体となっております。活動内容は、それぞれの団体の設立趣旨に基づき、青少年の健全育成や社会教育活動の推進、地域文化活動の向上と様々でございます。これらの登録団体につきましては、社会教育法第１１条に基づき、教育委員会から団体運営に関しまして、助言や支援を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　どこの地域も、子ども会活動が低迷しておりますが、子ども会組織がない地域は幾つありますか。また、どういった手当てをされておられるのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　各地域にございます子ども会は、おおむね自治会単位と同一でございましたが、ご指摘のとおり、子ども会が存在しない自治会もございますので、各子ども会を単位子ども会と呼称しておりますが、今年度１１月時点での単位子ども会数は１３１団体となっております。自治会の数と比較いたしますと１４３の差があり、設置率は４７．８％となっております。この数字が子ども会組織のない地域と思われます。地域によって差がございますが、子どもの少ない自治会は隣接する自治会と合同で子ども会を組織している例もございます。子ども会の減少は、少子化、共働き世帯の増加、子どものニーズの多様化などが原因ではないかと考えられます。そこで、子ども会減少への対応のため、各単位子ども会の交流を図るためのイベントの開催や、自治会未加入世帯にも子ども会行事のお知らせを行い、活動への理解を深めていただくよう取り組んでいる地区もございます。また、子ども会に関わる保護者の負担を軽減するために、当番制や輪番制にするなど、様々に工夫をしている地区もございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　地域の子ども会活動等の調査やアンケートについてお尋ねいたします。調査・アンケートの実施があればその結果を、なければ、いつ実施されるのかをお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　福岡県では、平成２８年１１月に県内全域を対象に、福岡県子ども会育成連合会がアンケートを実施いたしております。また市内では、令和元年度に穂波地区がアンケートを実施いたしております。いずれも子ども会の数が減少していることから、加入促進や組織の活性化に向けた効果的な対応策の検討を目的とした調査となっております。穂波地区以外につきましては、アンケートは実施していないため、地域の状況や子ども会の運営の問題点等の把握が現時点では不十分でございます。今後は各交流センター、まちづくり協議会及び各地区の子ども会の代表で構成いたします飯塚市子ども会指導者連絡協議会との連携を図り、できる限り早い時期にアンケート調査等による状況把握を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは次に、文化芸術の振興についてお尋ねいたします。まず、文化協会から文化連盟に変わられたようですが、経緯についてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚文化協会は、平成１８年３月の合併によりまして、１市４町にございました文化団体が統合して決定された組織でありましたが、その後も文化祭や研修などの定例行事につきましては、各地区で個別に実施されている状況にありました。そこで合併１０年目をめどに、本来あるべき組織体制の見直しが行われまして、平成２７年４月に飯塚文化連盟が発足したものでございます。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　組織再編されたことにより、メリットとデメリットについて、また加盟団体数に変化があったのか、併せてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　組織再編のメリットといたしましては、文化祭や研修会などが統合して行われるようになったことにより、会員同士の交流が促進されまして、会員それぞれの知見の広がりや、それに伴う文化活動が充実されてまいりました。なお、特にデメリットはないというふうに考えております。加盟団体数の変化につきましては、飯塚文化協会、当時の平成２６年度には１５１団体でございましたが、飯塚文化連盟となりました平成２７年度には１４０団体となり、その後も少しずつ微減が続いておりまして、令和３年度現在では１２４団体というふうになっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　加盟団体数が減少した原因はどこにあると思われますか。また、その対策については、どのように考えられておられるか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　加盟団体数の減少の原因につきましては、当初、加盟団体のグループ整理が行われたことでございましたが、年度の経過に伴う減少につきましては、やはり加盟団体の会員の高齢化と新たな加入者が少ないことが大きな理由であると思っております。今後、文化を担う人づくりを推進するためには、文化芸術に親しむ機会を増やし、文化芸術に対する興味関心を高めていく手だてが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　この現状を踏まえて、今後どのようにされるのか、お考えがあればお示し願います。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市の文化振興を図り、心豊かな市民生活及び活力ある飯塚市を実現していくため、今後とも飯塚文化連盟と緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。そこで、飯塚総合文化祭や新人音楽コンクールなど共同で実施する事業につきましては、さらに連携を深めるとともに、情報発信にも努めてまいります。また、これまで文化芸術に触れる機会の少なかった方々にも活動を知っていただき、興味関心を持っていただけるように、飯塚市役所本庁多目的ホールなどを活用した各種作品の展示会や活動発表について、行政も協力をいたしまして、新たに文化活動に参加していただける方を増やしていく取組にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

先ほどから、活動拠点である交流センターを中心に、自治会や自治公民館、社会教育団体や事業について質問をさせていただきました。地域を支えているのが社会教育団体、子ども会、文化部、体育部、女性部であります。その団体を支えているのが自治会や自治公民館です。社会教育団体が以前のように活力あふれる活動を地域で起こすことにより、地域が元気になり、豊かな心にもなります。ゆくゆくは、魅力ある地域ができ、おのずと自治会に入りたいと思われる住民が現れることと思います。関係団体など、今回は一般質問しませんでしたが、体育振興会の役割も重要です。いま一度、関係団体の活動を分析して、成果と課題、問題点を拾い上げて、次の一手を打っていただき、今後につなげるためにも、追跡調査をされることを要望して、この質問を終わります。

それでは３つ目の「コロナ禍における急患センターの運営について」お尋ねします。まずは運営概要についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行で、多くの医療機関では患者数の減少により経営が逼迫していると報道されています。本市が設置している飯塚急患センターも、１２月補正予算を見ると、診療報酬が減少し市の負担が大きくなっており、他の医療機関と同様に利用者の大幅な減少が原因かと思われます。それでは最初に、飯塚急患センターの概要についてお願いします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚急患センターは、吉原町、サンメディラック飯塚２階に本市が開設し、運営を飯塚医師会に委託しております。診療科目は、内科と小児科となっております。開設時間は平日は１９時から２１時、土曜日、日曜日、祝日は１８時から２２時、年末年始は、昼間は１４時から１７時３０分、夜間は１８時から２２時までとなっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、過去５年間の利用状況についてご紹介ください。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　内科、小児科合わせての状況になりますが、２０１６年度は４１０９人、２０１７年度は４２２８人、２０１８年度は４１１３人、２０１９年度は３４５６人、２０２０年度は８６９人となっております。内科と小児科の比率は約６対４の割合となっております。利用者の地域別で申しますと飯塚市民の方が約７０％、嘉麻市が約１４％、桂川町が約５％となっております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

２０１６年度から２０１９年度の利用者数と比較しますと、２０２０年度は急激に利用者が減少しています。このことにより運営状況が厳しくなっていることは明らかではありますが、利用者の減少した理由については、どのように分析されておられるのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

１点目は、新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったのではと考えております。２点目は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、市民の皆様がマスクの着用、手洗いといった基本的な感染対策を徹底されたことで、コロナ以外の感染症の大きな流行がなかったためと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは次に、発熱者への対応についてお尋ねします。確かに、例年多くの方が罹患されるインフルエンザが流行しなかったことは、マスクの着用や手洗いといった感染対策が定着したことも大きな要因であると私も思っております。しかしながら、発熱等の症状がある方は、新型コロナウイルス感染症の可能性もあることから、急患センターに受診に来られていると思います。現状として、コロナ感染者を含む発熱者への対応はどのようにされているのかお示し願います。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　急患センターには、内科と小児科の診察しかございません。発熱外来の専用の待合室、診察室はございませんので、発熱のある方は、急患センター駐車場で車中にて待機していただき、医師、看護師が駐車場に行き、検温、問診を行い、薬等の処方を行っております。必要であれば、翌日に発熱外来のある医療機関への診察案内を行っております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　今後の運営についてですが、急患センターは、飯塚市の一次救急を担う重要な医療機関です。しかしながら、発熱患者への対応、特に小児科の対応はとても重要であると思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現状の発熱者への対応等をお聞きしますと、診察、治療を行うには厳しそうな状況になっていると思われます。今後の急患センターの在り方について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　急患センターは、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、その役割や機能について、改めて課題が出てきたと考えております。市といたしましては、医師や行政機関で構成されております急患センター運営協議会で、今後の課題解決に向けた協議を行っていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　飯塚医療圏において、小児科の救急医療を行っているのは、飯塚急患センターと飯塚病院の２か所です。とても重要な医療機関でありますので、課題解決に向けてご検討していただくことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　本定例会最後の一般質問でございますし、今年最後の一般質問でございますので、どうかよろしくお願いいたします。通告に従いまして、今回は「ＨＰＶワクチン予防接種について」、「発達障がい児支援について」、以上２点について質問をいたします。

初めにＨＰＶワクチン予防接種についてでございますが、この質問は、以前何度も質問をさせていただきました。今回は国の方針が大きく変わったために、その確認と飯塚市の取組についてお尋ねをさせていただきます。以前、何度も述べさせていただきましたが、子宮頸がんは子宮の入口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間約１万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約３千人もの女性が亡くなっております。子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、ＨＰＶでございますが、このＨＰＶの感染を防ぐＨＰＶワクチンは、２０１１年度から国の基金事業、これは定期接種化になる前に、平成２２年１１月２６日から平成２５年３月３１日の期間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として実施されたものでございますが、この期間を経て、平成２５年度に定期接種化となり、小学校６年生から高校１年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。しかしながら、その２か月後、平成２５年６月に、国はワクチン接種との因果関係を否定できない副反応が報告されたことにより、積極的な接種勧奨を差し控えることといたしました。多くの自治体が対象者への通知もやめてしまい、基金事業の際には７０％近くあった接種率が、１％未満にまで激減いたしました。国は昨年１０月と今年１月の２度にわたり、ＨＰＶウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者等への周知について通知を発出し、市町村にＨＰＶ定期接種対象者への情報提供の徹底を求めました。３月議会で質問をしたとおりでございます。

そこでお尋ねをいたします。順番をちょっと変えて、まず初めに予防接種法について質問をさせていただきます。予防接種につきましては、予防接種法という法律がございますが、予防接種に関して、目的と対象疾病はどのように規定をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　予防接種法の目的は、「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」と規定されております。対象疾病でございますが、種類といたしましては、Ａ類とＢ類がございます。Ａ類にはジフテリア、百日せき、ポリオ、はしか、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症などが規定されております。また、Ｂ類は、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌が規定されております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　定期接種のＡ類とＢ類に分かれておりますけれども、このＡ類とＢ類の分類の基準と対応についてはどのように規定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　Ａ類は主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いており、本人に努力義務があり、接種勧奨の対象となるものでございます。Ｂ類は主に個人予防に重点を置いており、努力義務、接種勧奨はございません。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ＨＰＶウイルス感染症はＡ類に分類されておりますが、Ａ類の疾病に対して、予防接種法施行令では、対象者に対する周知、どのように規定をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　予防接種法施行令第６条に、「当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。」と規定されております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　予防接種法第５条第１項に定められた定期予防接種は、対象者に対して個別通知による積極的勧奨を実施することとなっておりますが、このＨＰＶワクチン予防接種は、先ほども言いましたように平成２５年４月から定期接種の対象となったにも関わらず、同年６月にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと、このようにされました。

しかしながら、昨年の１０月に厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会などで、その目的、方法及び内容に係る方針が了承され、対象者及びその保護者に公費によって接種できるワクチンの一つとしてＨＰＶワクチン接種があること、接種について検討・判断するためのワクチンの有効性や副反応へのリスクに関する情報や、接種を希望した場合に必要な情報を届けることを、厚生労働省より自治体に通達いたしました。これを踏まえまして、３月議会で、飯塚市は令和３年４月には小学校６年生から高校１年生相当までの対象者に、国から示された子宮頸がんワクチンの効果やリスクが説明されているリーフレットと一緒に、接種を希望された場合に円滑に接種できるために必要な情報を個別通知する予定だと、このような答弁が３月議会であっております。確認でございますが、この答弁のとおり、今年度の対象者への通知は、個別通知を実施されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今年度に接種対象となる小学校６年生から高校１年生の女子全員を対象に、４月下旬に個別通知を送付し、ＨＰＶワクチン予防接種の情報提供を行っております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　対象者全員に個別通知を送付して情報提供を行ったという答弁でございますが、実際に情報提供をする前と、情報提供をした後では、接種率はどのようになったのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＨＰＶワクチンの接種率については、国で統一された算定の基準がございませんので、ここでは分子を延べ接種者数、分母を対象者に、１人当たりの必要接種回数の３回を乗じたもので算出いたします。情報を提供する前の令和２年度の対象者は３２３０名で、うち延べ接種者は１０６名であり、接種率は１．０９％となっております。情報提供しました後の本年度の対象者は３３３５名で、９月までの実績ではございますが接種者は３４３名でございまして、接種率は３．４２％で、現時点においても令和２年度の接種率を上回っている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　国からの急な指示だったにも関わらず、市民に不利益が生じないように迅速に対応していただきまして、ありがとうございます。前年度より接種率が増えたのは、郵送による個別通知の成果だと、このように思います。定期接種期間内に正しく判断するための最新の情報が届けられたことで、その情報を基に接種をしたいと思った人が接種できたことは大きな一歩だと、このように思っております。一方で、接種率は積極的な接種勧奨を差し控える前の、先ほど言いました、基金事業で実施されたワクチン接種率と比較すると、このときは７０％以上あったのです、接種率が。それと比較すると、９月までの半年でありますが、３．４２％とかなり低い接種率にとどまっております。今回の通知は接種をお勧めする内容ではなかったために、通知を受け取った人の多くが接種に戸惑ってしまったことも一因ではないかと、このように思います。現在に至るまで、産婦人科学会や小児科学会などの専門家、また議員連盟や医療者有志の団体からの要望や、接種機会を逃した方々からの署名活動など、ＨＰＶワクチンの接種勧奨の再開を求める動きが非常に強くなってきております。そして、本年１０月１２日に開催された厚生労働省の専門部会では、ＨＰＶワクチンの安全性や有効性などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけ、接種勧奨の再開を了承いたしました。さらに、１１月１２日に厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会が行われておりますが、その検討部会でどのような結論が出されたのか。また、１１月２６日に厚生労働省より通知があったと思いますが、どのような通知があったのか、それぞれの内容について、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　検討部会での結論等についてご紹介させていただきます。１１月１２日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、最新の知見を踏まえ、ＨＰＶワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。また、積極的勧奨を控えている状態については、引き続き安全性の評価を行い、接種後に生じた症状の診療体制の強化、支援体制を充実させていくことなどの今後の方向性も踏まえつつ、当該状態を終了させることが妥当だとされております。

この結果を受け、１１月２６日に厚生労働省より、先ほど質問議員が言われましたとおり、平成２５年６月の通知は廃止となり、個別の勧奨については、基本的に令和４年４月から順次実施すること、準備が整った市町村においては、令和４年４月より前に実施することも可能であることとされております。また、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、公費による接種機会の提供に向けて議論を開始しており、今後、方針が決定次第、速やかに周知する予定であるとなっております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　今の答弁の中で、平成２５年６月の通知は廃止となりと、これは積極的勧奨を控えるようにとの通知が廃止になるということでございます。この通知を受けて、どのように対応するお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　厚生労働省より通知が出た場合には、可能な限り速やかに対象者に個別勧奨通知を送付いたします。また、接種の状況によっては、再勧奨通知の送付についても検討してまいります。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　厚生労働省より通知が出た場合には、全ての対象者にしっかり郵送による通知をしていただけると。また、再勧奨も検討するということでございますので、よろしくお願いいたします。これまで国の接種勧奨の差し控えという判断によって、ワクチンの認知度も接種率も非常に低い状態が続いております。一度接種率が下がってしまうと、ワクチンの信頼回復や接種率の向上には丁寧な周知と説明が必要となります。命に関わるがんを予防できるワクチンでございます。接種期間内に接種いただけるように、制度の趣旨を踏まえ、全ての定期接種対象者に対しまして、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨など、分かりやすい案内を、速やかに郵送による個別通知により、丁寧な周知と市民の疑問等に寄り添った対応を要望いたします。

また、ＨＰＶワクチンに関する接種の高まりを受けて、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった高校２年生以上の市民の保護者からの相談も増えております。平成２５年６月以降、積極的勧奨の差し控えにより、本市でも対象者への個別通知をとりやめました。そのために多くの対象者が必要な情報を得ることができずに接種機会を逃してきました。昨年１０月、大阪大学の研究チームが発表した接種勧奨差し控えによる影響に関する推計によりますと、２０００年から２００３年度生まれの女子のほとんどが接種をしないまま、定期接種の対象年齢を超えております。これは先ほど言いました１％未満になった時期でございます。これらの世代の方が、このまま接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約１万７千人、死亡者は約４千人増加する可能性が示唆されております。これは最初に言いました１万人が１万７千人になるのではなく、１万人プラス１万７千人になる。死亡者も３千人から４千人になるのではなくて、３千人プラス４千人という、そういう推計なんです。本来であれば、定期接種対象者は、対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断できたはずが、何ら情報を得られずに接種の機会を失った方々には、改めて接種を受けられる機会が提供されるべきだと、このように考えます。

国が接種勧奨を差し控えると決めたことが発端ではありますが、予防接種法施行令において、先ほども言いましたように、定期接種対象者に周知することは、市町村の義務と定められております。自費で接種する場合は３回の接種が必要になりますので、この３回で約５万円程度かかります。自費で接種するにはあまりにも高額なために、接種費用の負担が原因で接種を諦めたといった声や、助成を求める署名運動も起こっております。１１月１２日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、定期接種制度を知らない間に、定期接種期間を過ぎてしまった方々への救済を必要とする意見も多く上がったようであります。さらに、先ほど答弁がありましたとおり、国の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々への対応については、公費による接種機会の提供に向けて議論を開始しております。国の指針が明確になるまでの間、本市独自でも救済制度を設けるということはできないのか。既に栃木県日光市では、高校２年生相当から１９歳についての接種費用の半額を補助する独自助成制度を実施されております。また、対象年齢は違いますが、千葉県浦安市や青森県平川市などでも市が独自で助成事業を実施しているようでございます。このように、先進自治体のようなワクチン接種対象年齢を過ぎた市民に対し、接種費用の一部を助成するということについては、どのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在、国の審議会で積極的勧奨の差し控え期間中に接種できなかった方へのキャッチアップ接種について、国が実施する方向で手法を検討されております。市といたしましては、国がキャッチアップ接種の対象者の規定をどのようにするのかを確認した上で実施すべきと考えておりますので、市の独自施策の対応ではなく、国の通知に従い実施していきたいと考えております。また、制度の変更を知らずに、任意接種をされることのないように、接種実施医療機関との情報の共有を含め、連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　積極的接種勧奨差し控えによって影響を受けてしまった世代は、本人たちは何の過失もないのに不利益を被っております。法令上、先ほど言いましたように、市町村には周知と接種勧奨の義務があり、住民には知る権利があります。定期接種という位置づけでありながら、これまで十分な周知が実施できていなかった本市にも、当然その責任があるというふうに考えております。通知ですよ。積極的勧奨ではない。通知はしなさい、積極的勧奨は差し控えるようになんです。ですから、通知は当然しなくてはいけなかったんです。それをされていない。ですよね。されなかったんですよね。ですから、当然、飯塚市にその責任がないかと言うと、あると、私はそう思っていますよ。国の通知に従って、住民の不利益にならないように対処をしていくと、そのような答弁でございましたので、今後、国が救済接種を実施するとした際には、早く接種していただけるように、個別通知により、迅速かつ確実に全ての救済接種対象者に対してお知らせをしていただきますように要望いたしまして、この質問は終わります。

　次に、「発達障がい児支援について」質問をいたします。発達障がい者支援に関しましては、平成１７年４月に発達障害者支援法が制定され、その後、平成２８年８月に改正が行われておりますが、その改正内容の概要についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　発達障害者支援法の一部を改正する法律は、平成２８年６月３日に公布され、同年８月１日から施行されています。改正法の概要としましては、発達障がい者の支援の一層の充実を図るために、個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することが、目的・基本理念に規定されております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、この発達障害者支援法で早期発見のための取組はどのように規定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　児童の発達障がいの早期発見等につきましては、発達障害者支援法第５条に規定がございます。第１項に、市町村は、乳幼児健診を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないと、同様に第２項では、市町村の教育委員会は、就学時健診を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないと規定されています。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この発達障がい児支援につきましては、私は平成１９年１２月議会で初めて本会議で質問をいたしました。当時は早期発見のために、今、答弁がございましたように、法律で規定されている乳幼児健診、また就学前健診での早期発見は困難であるため、飯塚市におきましても５歳児健診を実施していただきたいと、そのような声が多く寄せられ、平成１９年１２月議会において要望をいたしました。その後、４回連続で本会議で質問をさせていただき、平成２１年度からは５歳児健診と同様の巡回相談事業を実施していただくようになりました。これは当時、福岡県では初の取組でございました。現在もこの事業を継続して実施されていると思いますが、早期発見・早期治療の取組をどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　最初に巡回相談事業についてご紹介させていただきます。巡回相談事業は市内の保育園、幼稚園に公認心理師と保健師が訪問し、集団での様子を確認する中で、支援が必要な子どもをいち早く把握して支援につなげていく事業でございます。早期発見・早期療育の取組といたしましては、園児の人数規模に応じて訪問回数を増やし、一人一人の様子を丁寧に観察するように心がけております。また対象者である３歳児、４歳児、５歳児だけでなく、園の希望に応じ、３歳未満児についても様子を確認し、早期発見に努めております。早期療育につきましても、集団での様子を確認後、保護者の希望があれば、公認心理師への相談や発達評価につなげ、医師や専門家の意見を基に、保護者の意思決定を受けて、療育機関を紹介し、早期療育につなげております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　早期に発見ができても、保護者などがそのことを認めずに、早期治療になかなか結びつかないという問題が以前からございました。この点はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自宅といった限られた場所や、家族のように関係が築けている人といるときには、普通に過ごすことができるお子さんもいますので、保護者が気づきにくいということがございます。そのため、保護者に園での様子を見に来ていただいたり、巡回相談で訪問した公認心理師からお子様の様子を伝えていただく機会を設けております。また、園の先生から日頃の様子を伝えていただくことで、保護者の理解を得ることができるように働きかけを行っており、療育等につながるケースも出てきております。まずは保護者に認めていただくことが重要でございますので、情報を丁寧に提供し理解していただけるような働きかけを行っております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　発達障がいの方は増加傾向にあると、このように聞いておりますが、本市の現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　巡回相談事業の中で把握した状況でございますが、令和２年度、集団の場で何らかの支援が必要と発達専門の先生から支援のアドバイスが出されたお子さんの数は延べ１１８５名で、そのうち１６１名、１３．６％のお子さんが個別の相談につながっております。５年前の平成２８年度では、７．８％のお子さんが個別の相談につながっておりましたので、比較いたしますと増加の傾向が見られます。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　増加の傾向が見られるということでございますが、次に、障がい者通所支援における児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者については、どのような傾向があるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　発達障がいなど、新たな精神疾患の広がりがあり、また、乳幼児時期から早期の段階で発達に対する問題点等の気づきから医療機関等に受診することになったこと、医療技術の進歩等による医療的ケアが必要な児童の増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者については増加傾向にあります。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　利用者も当然ながら増加傾向にあるということでございますが、筑豊地域における発達障がいに関する相談や支援機関についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　福岡県では、発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点施設として、北九州、福岡、筑豊、筑後地域に発達障がい者支援センターを設置しています。筑豊地域では田川市大字夏吉に「福岡県発達障がい者支援センター　ゆう・もあ」があります。本市では、２市１町共同により、障がい者・障がい児やご家族等からのワンストップ相談窓口として飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターを設置しています。なお、児童に特化し、発達障がい児等を対象とした養育面における相談支援については、頴田病院の横の「こども発達療育センター　テコテコ」の施設内にあります、「相談部門　トントン」におきまして、相談支援事業を行っております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　頴田病院横の施設にある「こども発達療育センター　テコテコ」、これは「ミィーティアス」に変わってされているところですよね。

それでは、発達障がいのある児童が学校に就学した後は、どのような支援が行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　発達障がいのある児童に対する就学後における支援でございますが、まず学校では、発達障がいのある児童生徒をはじめ、特別な支援を要する児童生徒を支援するために、校内委員会を実施いたしまして、当該児童生徒の生活や学習の支援について定期的に話し合い、対応策を考えております。また、人的支援といたしまして、各学校に配置しております特別支援教育支援員が学級担任と連携をいたしまして、発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒に対して生活上や学習上のサポートを行ったりする支援を行っております。

教育委員会では、児童の発達に関する巡回相談・支援事業を行いまして、児童の発達の遅れや児童の抱える不安やストレスなど、保護者の子育てに関する悩みや指導方法等について、また、学習指導における個別の配慮や指導の在り方についてなど、保護者や教職員の悩みに対して相談内容に応じた相談員が指導や支援の方法についてアドバイスをするようにしております。

また、飯塚市スクールカウンセラー等配置事業におきましても、スクールカウンセラーの専門性を生かして、児童生徒が抱える悩みや不安、ストレスの緩和、本人を取り巻く環境への働きかけを行いながら、教職員、保護者等に指導方法や接し方のアドバイスを行っております。さらに発達障がいの中でも、学習障がいや注意欠陥多動性障がいのある児童生徒に対しましては、市内の小学校２校、中学校１校に設置している通級指導教室で学ぶこともできるようになっております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　次に、就学前から学校への引継ぎについては、スムーズに行われているのでしょうか。以前はそれがなかなかスムーズに行われていないという声もございましたが、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　就学前からの引継ぎについてでございますが、教育委員会では、入学する前の２月に、幼保小連絡会を実施いたしまして、発達障がいのある子を含めた、気になる子につきまして、保育所、幼稚園、こども園と入学する学校の教職員が情報交換、情報共有をする場を設けまして、引継ぎを行っております。また、保健センターの巡回相談事業におきまして、早期発見された気になる子につきましては、情報提供についての保護者の同意が得られました場合は、校長会議でその情報の活用を依頼した上で、当該幼児の状況を記録した文書を入学する学校へ送付するようにしております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　発達障がいのある児童は、学校が終わってから、放課後等デイサービスを利用する場合も多いと聞いております。その事業者の方から、新型コロナウイルスに関する対応や風水害などで、ふだんより早めに下校させたり、臨時休校になったりした際に、連絡が遅れて対応が遅れるといった声が聞かれております。このような変更があった際に、放課後等デイサービス事業者への連絡体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　教育委員会では、臨時休校等の措置を取る際には、事前に学校と連携をしながら、保護者に文書や一斉配信メール等でご連絡をするようにしております。現在、放課後等デイサービス等を利用している子どもたちには、保護者から放課後等デイサービス事業者等に連絡をしていただくようにしておりますが、様々な理由から連絡が遅れることもあるというふうに聞いておりますので、今後につきましては、児童生徒の安全を第一に、学校や関係課とも相談をさせていただきまして、よりよい連絡方法につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまの答弁によりますと、下校時間の変更や臨時休校の際には、教育委員会から学校に、学校から保護者に、保護者から事業所にとの連絡体制になっているということでございますが、保護者が就労等で連絡が取れない場合もあると、そのためにお迎えが遅れるケースもあり、前もって早めの送迎の段取り、受入れの準備がしたい。臨時休校の際は、職員の配置状況も変わってくるため、変更等があった際には、事業所にも連絡をしていただきたいと、このような要望が事業者のほうから上がっております。そこで確認でございますが、担当課は社会・障がい者福祉課になるかと思いますけれども、この担当課は、放課後等デイサービスの全事業所のメールアドレスは把握されていると思いますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　市内の放課後等デイサービス事業所のメールアドレスは、社会・障がい者福祉課で把握しております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　把握しているということでございますので、教育委員会から学校と担当課、社会・障がい者福祉課ですね、それぞれに連絡をしていただいて、社会・障がい者福祉課から各事業所に一斉メールをすれば、連絡の遅れもなくなると思いますが、そのような対応はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　社会・障がい者福祉課では、教育委員会からの情報を各事業所宛てに一斉送信することは可能です。今後、情報発信に関しては、教育委員会との調整を行っていきたいと考えます。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この放課後等デイサービス事業者の方から、飯塚市の担当課の方々は、事業者にもとても親切に対応していただき、保護者へ事業所の情報がより分かりやすく案内できるように詳しい資料も、現在、作成していただいていると、とても感謝されております。先ほど児童生徒の安全を考えて、学校と連携しながら、よりよい連絡方法について考えていきたいと、このような答弁がありましたように、スムーズな連絡体制を作っていただきますように要望いたしまして、今年最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

　これをもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。「議案第９４号」から「議案第１２０号」までの２７件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な運営を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第９４号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。一般会計補正予算中の予算書の３０ページ、社会資本整備総合交付金の項目があります。この３０ページの公営住宅について４件、減額補正があります。国庫補助金、土木費補助金ということなのですけれども、説明を求めます。

○議長（松延隆俊）

　住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　住宅費補助金として交付されます社会資本整備総合交付金の内訳について、事業ごとにご説明をいたします。公営住宅建設事業３２１９万４千円の減額については、市営相田団地建替事業に係る補助金で、現相田公園の宅地造成工事に係る補助金の年度間調整により減額するものでございます。

次に、公営住宅改善事業１０６２万２千円の減額については、公営住宅の長寿命化を目的とした予防保全工事に係る補助金で、今年度、清水谷第２公営住宅２棟、清水谷公営住宅４棟の屋上防水並びに外壁等補修工事を実施し、これらの発注実績に基づき減額するものでございます。

改良住宅改善事業４３４万５千円の減額については、改良住宅の長寿命化を目的とした予防保全工事に係る補助金で、今年度、幸袋池田改良住宅１棟の屋上防水並びに外壁等補修工事を実施し、この発注実績に基づき減額するものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同じく社会資本整備総合交付金関連ですけれども、３１ページに体育館等建設事業の減額が５２４１万円あります。説明を求めます。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　今回の５２４１万円の減額ですけれども、これにつきましては新体育館建設の社交金の金額ですけれども、工事が当初今年度までとなっておりました。ただし、工事の期間が延長され、来年度まで工事が流れることとなっております。それに伴いまして、年度間の交付金の金額の変更でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新体育館建設は当初の見込み総事業費を大幅に超えているわけですけれども、工期も延びるということに、非常に不透明な事態で、なっていくのだけれど、現在の段階で総事業費見込みに占める財源として、社会資本整備総合交付金がどのくらいの比重を占めることになりますか。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　社交金の金額でございますけれども、１３億１６２７万１千円、これが当初予定されていた金額でございます。この金額については、今のところ変わりがないようになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、急に増えた７億円は社交金で対応できないということですか。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　この金額は、７億円が増額したときの金額でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ということは、７億円は国の補助金で対応する部分もあるということですか。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのことは最初から分かっていたのですね。７億円増えても、国の補助金で対応するところがあると。安心して７億円増やすことができたということになりますか。

次は、減額補正に係る経過をお尋ねしたいのですけれども、これは３７ページ、キャンプ地誘致等推進事業費補助金、３８ページ、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金及び１４３ページの２つ、東京オリンピック・パラリンピック関連事業費、聖火リレー関係、それから東京パラリンピック事前キャンプ支援事業費、これについてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　キャンプ地誘致等推進事業費補助金、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金、東京オリンピック・パラリンピック関連事業費、東京パラリンピック事前キャンプ支援事業費、これらの減額でございますけれども、今回事前キャンプが中止となりました。それに伴う減額補正でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業の当初目的は何だったのか、南アフリカ共和国の関係です。ホストタウンの関係です。目的は何だったのか。それから中止になった経過はどういうことなのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　本市がこれまで事前キャンプを誘致した理由でございますけれども、その目的といたしましては、多くの車いすテニス競技に出場する選手が事前キャンプ地として訪れていただくことにより、国際交流の推進、地域経済の活性化、観光振興等を促し、飯塚市のさらなる発展を期するとともに、歴史ある飯塚国際車いすテニス大会のさらなる成功につなげることを目的として実施したものでございます。

ただし、これにつきましては皆様、御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染の拡大により中止となりました。そのことにつきましては、６月１４日に南アフリカオリンピック・パラリンピック委員会から事前キャンプを中止したい旨の連絡がありまして、本市としても残念ですけれども、中止を了承いたしました。その後ですけれども、東京オリンピック・パラリンピックは予定どおりの日程で開催され、南アフリカの選手は直接選手村に入られましたが、試合は無観客、外部とは接触できない状況でしたので、大会期間中に副市長が南アフリカ大使館を訪問し、本市から選手への応援メッセージと記念品を渡してもらうことを依頼するとともに、今後の交流についてお願いをしたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その中で何が残ったのかということは確認していたほうがいいと思うのです。この減額はやむを得ないけれど。もともとは片峯市長が教育長時代に、前市長が辞職表明したから、オリンピック大臣と会って、この話がまとまり始めていくわけでしょう。そして片峯市長自身が南アフリカ共和国まで通訳者を連れていくわけでしょう。そして何が残ったかといえば、筑豊ハイツをああいう形で別のものに切り替えていくと。１０室足りないということで、１４億円も１５億円もかけたわけです。

（　発言する者あり　）

議長、ルールにのっとるのだったら、私は構いませんけれど。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。ちょっと議題外になっていますので、今回のコロナ対策交付金についての質問でお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　次は、これも減額補正に至る経過をお尋ねしたいのですけれども、予算書の４０ページ、市有土地売払収入、１億円減額補正になっております。どういう事情か、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　財産活用課分の市有土地売払収入は当初２億円としておりました。その中には鎮西中学校、潤野小学校、穂波東中学校、楽市小学校の学校跡地の売却分を見込んでおりましたが、現時点で、今年度中にその全てを売却することが見込めないと判断したため減額するものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　売払いができないということは、公募をかけたとき、どういう状況があったのか、分かりませんけれど、どういう取組をして減額することになったのですか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　鎮西中学校につきましては、６月から７月にかけまして１か月間公募し、１者の申込みがありましたが、ヒアリングを行った結果、不採用となりました。また、９月から１０月にかけて再度公募いたしましたが、応募がなく、売却に至っておりません。穂波東中学校につきましては、今月から公募を予定しており、年度内の処分を予定しております。その他の学校につきましては、測量を初めとして、売却の準備を進めておりますが、地元自治会長やまちづくり協議会との打合せを丁寧に行わせていただいているため、年度内にその全てを売却することは難しいと判断したものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　旧鎮西中学校の売却、公募をかけると１者来た。ヒアリングをして駄目だったと。どういうことなのですか。どういう状況だったのですか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　提出された提案には、現在の都市計画の用途地域、第１種中高層住居専用地域の要件に合致しないと判断される提案が含まれていたこと。また、提案事業の実現性に乏しいと判断されたことから不採択となったものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　素人の方がみえたわけではないのでしょう、そういう提案を持って来たぐらいだから。だから、用途制限とかは百も承知で来たのではないのですか。そういう制限を無視した提案を持って、飯塚市に来たわけですか。どういうことなのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　プロポーザル実施要領を配付しておりますので、それに基づいて提案されたものではございますが、用途地域の緩和制限等を事業者さんのほうが求められていたということがございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう場面で緩和制限を求めたのですか、どこで。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時１５分　休憩

午後　１時１６分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　失礼いたしました。今回の部分につきましては、プロポーザル選定委員会を実施しまして選定委員の皆様に今回の提案を受けていただいたものでございます。それをもちまして、評価点で合格点に至らなかったというものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは聞いていないでしょう。用途制限の緩和を求めたわけでしょう。だからそれはいつ、誰が、どういう姿で求めたのかと。求める場面がないでしょう、このプロポーザルの制度の中には。これは重大ではないですか。ちょっと答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　事業者様のほうから質問書と提案書の中に、そのような記載があったというものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それだけですか。別の局面でそれを求めたりはしていないのですか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　そのようなことはございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長が答弁を指導するほどのことですか、それだったら。

それで予算書の４５ページ、２３款の市債、新体育館関連で４７２０万円増額になっています。社交金の確定によるということなのですけれど、少し分かりやすく説明していただけますか。

○議長（松延隆俊）

　財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　先ほど、社交金の説明がございましたけれども、社交金が減額となった部分について、起債による財源を確保したということでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この際ですから、４６ページ、同じく、臨時財政対策債が減額になっております、５億８７４０万円余。これを分かりやすく説明していただけますか。

○議長（松延隆俊）

　財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　この臨時財政対策債につきましては、普通交付税の国の財源不足による振替分、市町村に起債として借入れをして、その償還額に対して、普通交付税措置をするというものでございます。今回減額になった理由としまして普通交付税のほうでしっかりと措置できる部分がございましたので、その分が減額となったものということでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　予算書の７０ページ、穂波福祉総合センター管理費、１１３０万円余の増額となっております。説明をしてください。

○議長（松延隆俊）

　社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（手柴英司）

　今回の補正予算につきましては、穂波福祉総合センターの利用者収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことに伴いまして、その額を補填したものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは指定管理者制度で、利用料金制だったと思いますけれども、この分を追加で渡すということになるのですか。これは指定管理料の増になっていくのですか。何の増になっていくのですか。

○議長（松延隆俊）

　社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（手柴英司）

　この分につきましては、指定管理委託料の増額というふうになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　金額はどのようにして出すのですか。

○議長（松延隆俊）

　社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（手柴英司）

　収入の減の出し方ですけれども、平成３０年度と令和元年度の収入額実績の平均と今年度の収入を各月ごとに比較いたしまして、これを基に影響額を算出しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう少し１１３０万３千円に近づく答弁ができますか。

○議長（松延隆俊）

　社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（手柴英司）

　収入額の実績が８月まで出ておりましたので、その実績額につきまして、平成３０年度と令和元年度の収入を比較しております。この減収分がおよそ４７０万円ほど。今後のことはあるのですけれども、その額を参考に残りの７か月を試算しましたところ、６５０万円弱という額になっております。合わせますと１１２０万円ほどですけれども、この調整につきましては、コロナウイルス感染対策に要しました消耗品等の経費も計上しておりますので、それが１０万円余りということで、合わせますと１１３０万３千円という額になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　予算書９６ページ、ふくおか県央環境広域施設組合負担金が減額になっております、２１６７万６千円。事情をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　今回の減額補正についてですが、飯塚市の令和３年度当初予算では２３億２０２１万８千円で予算計上していましたが、その後、ふくおか県央環境広域施設組合予算において、確定した負担金額が２２億９８５４万２千円となり、不用額が２１６７万６千円生じましたので、減額補正するものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７款商工費、１項商工費ということなのですけれど、予算書は１０９ページ、いいづかスポーツ・リゾートテニスコート改修工事、１９００万円ということなのですけれど、どういう経過で補正をしたのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　今回、いいづかスポーツ・リゾートテニスコート改修工事を１２月補正予算で上げさせていただいています理由につきましては、このいいづかスポーツ・リゾートのテニスコートの経年劣化に伴いまして、本施設の屋外テニスコートの表層に数か所の亀裂が発生しておりまして、令和４年度開催予定の飯塚国際車いすテニス大会の開催に支障が出る可能性があることから、早急に屋外テニスコートの改修工事を施工をする必要があり、計上させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　数か所の亀裂が生じて、１９００万円の補正をかけるわけです。どういうことをするのですか。１９００万円の根拠が分かるように説明してもらっていいですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　改修工事の予算計上金額１９００万円の積算につきましては、土木建設課のほうに設計を依頼しまして、工事内容としまして、既設コートの高圧洗浄工、また不陸修正工、デコターフ表層工３層仕上げ、ライン引き、ロゴマークの工程等で改修工事を行うため、１９００万円の予算計上をさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　数か所の亀裂というのは何か所ですか。どういう亀裂なのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　６か所、屋外テニスコートに亀裂が入っておりまして、大体センターコートの中央部分とかに亀裂が入っている状況でございまして、この点につきましては、車いすテニスをする上で支障が出るということで予算計上させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　亀裂はそのままにする必要はないでしょう。補修すればいいわけでしょう。支障がないように補修すればいいわけでしょう。１９００万円という選択肢もあっただろうけれど、別の選択肢は考えていましたか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　工法につきましては、質問議員が言われますように、今回、先ほど申しました工事内容となりますが、以前に屋外テニスコートの改修工事、３面の工事施工のときには下地工事を含めまして、７層ほどの工事をして約４５００万円程度かかっております。今回につきましては、先ほど申しましたように亀裂の部分の改修工事としまして、３層仕上げという形で、１９００万円という形の計上になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ですから、別の選択肢はなかったのかと。Ａ案、Ｂ案、Ｃ案とか普通は検討して、総合的に判断して、Ａ案ですというではないですか。まっしぐらに１９００万円ということで、その工法を選んだのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　今回の工法につきましては、クラックリペアシステム、テニスコートに発生するひび割れを修繕し、ひび割れの進行を鈍化させ、使用可能な状態にすることを目的とした工法でございまして、ひび割れたアスコン、いわゆるアスファルトコンクリートそのものを修理するものではございません。この工法によりまして、安価な費用でひび割れの修繕という形で、コートを使用可能な状態に復元する工法でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その工法は、誰が提案してくれたのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　先ほど申しました土木建設課の積算の中で、そういう工法という形で協議した上で、この金額を計上させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　誰が提案してくれたのかと聞いたわけです。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　土木建設課のほうで積算をしていただいております。これにつきましては、参考的な見積りをとりまして、先ほど申しましたような工法が安価な経費でできるという形でお聞きをしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　参考的見積りというのは誰が出してくれたのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　先ほど申しましたように、繰り返しになりますが、土木建設課と協議しまして、今回の工法を選定して予算計上させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁が変わったのではないのですか。質問は変わっていないのですよ。参考的見積りというのはどこから取ったのですか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時３１分　休憩

午後　１時３４分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　失礼しました。先ほどの参考見積りにつきましては、スポーツ専門店のほうで参考見積りを徴取しまして、土木建設課と協議しまして、予算計上させていただいております。

また、冒頭の質問議員が言われます、部分的な補修でできないのかというご質問でございますが、これにつきましては数か所の亀裂でございますが、車いすテニスの仕様とかの関係で、コートの色とか、またその亀裂以外のところも若干亀裂以外の損傷等がありますので、今回の工法で予算計上させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どの店かと、飯塚の店か、市外の店かという関心がありますけれど、片峯市長、これは理屈に合わないでしょう。この６か所の亀裂はいつ生じたのですか。６月、７月、８月、９月に生じたのですか、いつ生じたのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　我々がこの亀裂の報告を受けましたのが、今年度の５月２０日でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　南アフリカ共和国の選手団から来ませんと言ってきたのが６月１４日でしょう。全部使うわけではないでしょうけれど、ここを使って練習するのではなかったのですか。どういう判断ですか。亀裂が生じたまま、キャンプにも使えるという判断だったのですか。違うところでキャンプするのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　先ほど申しました５月２０日の日付でございますが、これにつきましては車いすテニス協会さんのほうから、これ以上亀裂が発生した場合には、車いすテニスについてのプレーに支障が生じるという要望を受けまして、当市としましては現地確認を行った上で、先ほど申しました土木建設課と内部でいろいろ協議しまして、今回の工事を行うような形の経過に至ったものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　５月２０日に協会から、これ以上広がったらできませんよと言われたけれども、あなた方はできると思ったから、南アフリカ共和国のほうから断りが来るまで、７月でも８月でも使えると思ったわけでしょう。それがよく分からない。

それで、発注はどのようにするのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　発注につきましては競争入札になるものと考えておりますが、専門的な工事でございますので、その点につきましても所管課と打ち合せた上で、競争入札でできれば指名競争入札で業者を決定することで進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　特定業者に随意契約をする選択肢があるということを、今答弁されたわけです。

次は、予算書１１９ページ、相田公営住宅建替事業費、１億６７５７万７千円の減額となっています。この減額補正の意味をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　今回、減額補正となりました相田公営住宅建替事業費、１億６７５７万７千円についてでございますが、今年度、地域の方々との意見調整に時間を要し、１棟目の配置と予定していた業務の細かな発注条件までを私どものほうで定めることができず、今年度、発注に至りませんでした。このことにより、このたび減額補正とさせていただくものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その意見調整というのは、何度も議会でも取り上げて、一般質問をしましたので、詳しく聞くことはしませんけれど、本来は２年前に終わっておかないといけない調整が、今行われているということだと思うのです。それで数字の説明をしてください、この１億６千万円余の。

○議長（松延隆俊）

　住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　では具体的に、各事業ごとにご説明をいたします。初めに、地盤調査委託料８２２万６千円については、現相田公園に１棟目を建設するに当たり、この建物敷の地盤調査を行うものでございます。次に、周辺環境影響調査委託料４６０万９千円については、現相田公園における工事に着手する以前に、公園隣接の周辺家屋の事前家屋調査を行うものでございます。設計委託料３７８４万２千円については、現相田公園に建設する１棟目の実施設計を行うものでございます。造成工事１億１６９０万円については、現相田公園に１棟目を建設するに当たっての宅地造成工事を行うものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この補正に関わっては、昨年度、その前の年度、当初予算で上げ、補正をし、繰越しをし、当初予算をつけ、補正をし、また当初予算をつけ、また今度補正をするということになっているわけです。それで、この間の経過の中には分かりにくいところがたくさんあって、ここで分かりやすいように説明していただけませんか。今回の補正につながっていく流れはこういうことですという数字をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　では本事業について、事業着手いたしました令和元年度から予算の移り変わりをご説明いたします。まず、令和元年度でございますが、まず、この建て替え事業の基本設計を行っております。当初予算３６７４万５千円を計上し、実契約額が３２５６万円。こちらは令和元年度中に完了しております。次に、令和２年度でございます。令和２年度については、現相田団地の造成工事の詳細設計を行うために、当初予算として２１８９万６千円を計上しておりました。この詳細設計についてでございますが、令和２年度中に完了することができず、出来高払いで契約額のうち６０８万円をお支払いし、残りを繰越しといたしました。このたび、令和３年度で、造成工事、実施設計委託料、地盤調査委託料、周辺環境影響調査委託、こちらのほうを計上させていただきましたが、今年度中、発注がかなわなかったものですから、今回減額とさせていただくこととなりました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今振り返って、こうすればよかった、ああすればよかったということはないですか。

○議長（松延隆俊）

　住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　私のほうが着任いたしましたのが、今年度の４月からになります。私が４月に初めて地域の方々とお顔合わせすることとなりました。そこで令和２年度から始まりました地域の方々との協議になるのですが、過去の協議の経過を振り返りながら、当時、市の真意が誤解なくお伝えができているのか、その辺りも確認させていただき、もし誤解があるようでしたら、私のほうで改めて訂正させていただこうというふうな形で協議を進めさせていただきました。しかしながら、その中でやはり協議に時間を要したことから、こういう結果を生んでいます。私どものほうで、もう少しお話のほうを深くさせていただければよかったかと、こういうふうに考えております。反省しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　部長の答弁でしょうね。

次は、予算書の１２ページ、繰越明許費に関わってお尋ねします。このふくおか県央環境広域施設組合負担金、１億７６８４万７千円ですが、説明を求めます。

○議長（松延隆俊）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　飯塚市環境センターの貯留槽高速処理等委託費１億７６８４万７千円分の繰越しになります。この業務はふくおか県央環境広域施設組合が委託し実施するものですが、組合より、世界的な半導体不足による電子機器の納期遅延が見込まれ、年度内での完了が困難であることから、繰越しを行い、執行する旨の通知がありましたので、それに合わせて負担金の繰越しを行うものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同じく繰越明許費の項に、筑穂元吉地区排水路整備工事があります。繰越しの理由をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　土木管理課長。

○土木管理課長（林　泰記）

　筑穂元吉地区排水路整備工事についての繰越しですが、工事発注前の説明会におきまして、排水路等の計画に見直しが生じましたため、住民の方の要望に沿うような工法の検討や住民の方との調整に時間を要することとなったため、繰越しの手続を行っているところであります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３１７０万円という数字まで明らかにして、予算計上していたのに、ということは、住民と合意があって予算計上していたのか。それとも、それがないまま予算計上していたのか。その辺の事情をお聞きしたい。説明してもらえますか。

○議長（松延隆俊）

　土木管理課長。

○土木管理課長（林　泰記）

　本工事は地元からの水路つけ替えの要望を受けて計画し、説明会において詳細を確認する中で、対応が必要となったところが出てきましたので、可能な限り設計に反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もともと同意はあったのだけれど、要望が膨らんだということをおっしゃっているのですか。

○議長（松延隆俊）

　土木管理課長。

○土木管理課長（林　泰記）

　要望が膨らんだといいますか、当初、市のほうからの説明が足りなかったところもあるかと思いまして、要望に沿うように今回調整をしているところであります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうスタンスで公共工事をやったらいいなと思いますけれど。

次に、１１ページ、飯塚地区消防組合費なのですけれども、９月定例会で総務委員会に報告があっております。それに関わっての予算計上だと思います。そこで改めて、この負担金の４億２９１万６千円の増額補正について理由をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　今回、増額になりました飯塚地区消防本部組合負担金につきましては、規約第１１条第２項に基づき、普通交付税の常備消防費に係る基準財政需要額を基準に負担しております。この分につきまして、定期的に２市１町と組合で見直しを含めた協議を行っていた中、算定方法の中の加算額に誤りが判明しましたので、その分を計算して計上しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３者、飯塚市と嘉麻市と桂川町で協議しているときに分かったということなのですか。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　２市１町と組合でございます。４団体で協議しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　４団体で協議しているときに分かったというわけですか。報道と違う。報道が間違っているのですか。嘉麻市が指摘をしたと聞いたけれど。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　質問議員が言われますとおり、２市１町と組合で協議をしておりました。その中で嘉麻市の担当のほうが計算しまして判明したところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何年も請求をし損なって、その請求に従って飯塚市と嘉麻市が支払っていたのでしょうけれど。市民に分かりやすく、誰が見つけたというのは分かったのだけれど、飯塚が見つけきれなかったということは、よく分かった。だけれど、何が問題だったのかまでは、まだ分からないのです。そこのところを分かりやすく説明してくれませんか。４億円ですからね。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　負担金につきましては、先ほども言いましたとおり、基準財政需要額というので計算しております。それは人口に３種類の補正係数を掛けまして、それに常備消防分の単位をさらに掛けまして、合併算定替による加算額によって計算しております。この分につきましては、合併団体である飯塚市、嘉麻市のみの加算となっております。

（　発言する者あり　）

すみませんでした。今、言いましたのが平成２６年度までがそういう計算でありました。平成２７年度からは、先ほどの人口に掛ける補正係数が３種類から４種類に変わっております。

（　発言する者あり　）

すみません。協議の中で先ほど言いました３種類から４種類に増えたところを、協議が不十分であったため、今回増額という形になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その程度の説明で４億円もお金は出せません。分からないでしょう。ここで説明しきれないということは、あなた方は反省が足りないということだと思うのだけれど、それで消防組合の責任者は片峯市長でしょう、飯塚市長でしょう、組合長は。消防組合の責任者から飯塚市民に対する謝罪はいつあったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　今回のことにつきましては、本市や嘉麻市の担当部局の協議が不十分であったことが要因でありますので、相互に反省し、適正な事務執行に努めることを確認しております。謝罪とかというのはありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　謝罪しないということは、飯塚地区消防組合で確認しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　消防組合事務局に確認しましたところ、組合議会の議員には問題が発覚した時点で個別に説明し、報告をしているということでありました。また、１２月の組合議会定例会で正式に説明を行うということであります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯飯塚市長が、片峯消防組合長に謝罪を求めるというのも、同一人物だから、複雑な心境でしょうけれど、本来、広域組合とそれぞれの自治体との関係は、そういう緊張関係がなければ、こうしたことが続くのではないのですか。議員には説明はするけれど謝罪はしない、まして市民には謝罪をしないというのに４億円が出せますか。この４億円は、財源は何になるのですか。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　財源につきましては一般財源となります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一般財源の中には地方交付税で措置されている部分があるのですか、ないのですか。

○議長（松延隆俊）

　財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　本消防組合負担金につきましては、普通交付税の基準財政需要額で算定しておりますので、交付税措置がされている部分でございます。ですので、一般財源ではございますが、このうち交付税措置がされている部分もあるということになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　４億円のうち地方交付税で措置されているのは、何割ぐらいですか。

○議長（松延隆俊）

　財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　具体的な数字としては、申し上げにくいところがございますが、普通交付税措置自体が基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて交付税措置がされるところでございますので、おおむね飯塚市の場合は、２分の１程度は入ってきているものと思われます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　分からないということですね。それでここなのです。４億円を、今からというか、負担金を４億円出すということが、法律上、何に基づいているのかをお尋ねしたいと思います。既に広域組合でも決算し、それは広域組合議会で認定されているところです、各年度ごとに。同じように飯塚市議会でも決算を確定し、認定してきているではないですか。こういった中にあって、遡及して、遡って４億円余のお金を負担金として出すというのが、法律的にいうと何に基づくのかなと。そこをお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５９分　休憩

午後　２時１０分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど質問者がおっしゃいましたとおり、消防組合の組合長と飯塚市長という、重なっての立場があります。まず、飯塚市長としての答弁をこれからさせていただきます。消防組合のほうから請求がありませんでした。本市としてもその請求がなかったことの責任だけではなく、合併算定替の加算額、これが本市が支払うべき負担金に影響するという観点を落として、言われるがままの額しか納めていなかったので、遡りまして、正しく負担する金額、今まで負担してなかった分を今回負担するということでございまして、これについての法的な根拠としては、現在のところ、飯塚地区消防組合規約の中で、この消防組合の運営については、それぞれの自治体ですから関係市町となりますから、飯塚市、嘉麻市、桂川町で負担するという、負担金をもって賄うという大原則があり、ただし、特に必要がある場合は関係市町の長が協議して定めるとありますので、それにのっとった形で、２市１町の組合長会議の中で、払うべきものを払ってなかったのですから、当然それはお支払いしましょうと。そのことによって次年度以降の消防組合の運営資金が充てられるのであれば、うちが持っておくだけか、消防が持っておくだけかなので、お支払いをしましょうという話合いをしたところでございます。１２月の消防組合議会までには、今度は逆の立場で、組合としてそれぞれの市にどんな権利で遡って請求することができるという法的根拠について、お尋ねになりましたが、すみません、今、明確にお答えすることができませんので、そのときまでに再度確認をして消防組合議会のほうで報告をさせていただこうと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　消防組合議会はいつあるのですか。

○議長（松延隆俊）

　防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　消防組合議会につきましては１２月２２日と聞いております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市議会１２月定例会は１７日が最終日で議案採決予定のこととなっておりますので、現状では、片峯市長が法的根拠を示すことができない４億円余りの予算を計上しているというのが一般会計補正予算になっております。本来、広域組合のほうで、俗に言えばお金が足りないと、正当にお金が足りないという場合は２市１町で議論して、負担金を新たに相談するということはあるでしょう。しかし、過去、計算間違いしていたので、その分をくださいというのは、法的に根拠が成り立つのかと。今回の予算計上についてはそのように説明があっているわけですから。この予算計上が法的裏づけを持っているかどうかについては、総務委員会でよく調査していただきたいというふうに思います。

次に、１３ページに債務負担行為、エリアワゴン運行業務委託料があります。金額の根拠をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　エリアワゴンの運行委託料につきましては、現在の運行計画素案で、エリアワゴンは市内１０地区において運行する予定となっております。運行委託料につきましては、１時間当たりの運行単価と各地区で運行する運行時間数により積算しております。全体としては、おおむね年間で３６００万円程度になるという見通しでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この債務負担行為は金額を書かずに契約金額によると書いてあります。そうなっていないですか。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　質問者のおっしゃるとおりです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これだったら債務負担行為、市民はどれだけ予定したらよいのかというのが分からないのです。今、課長は三千何がしと言われたけれど、契約金が３億円だったらどうしますか。そういう心配をするわけです。３か年計画なのに、今年度から４か年ということで債務負担行為をしています。９６８万８千円はバス停作りのためのお金ということになっていますけれど、これを運行委託料の中に入れるという発想ですか。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　今、質問者がおっしゃっております、バス停設置の委託料と運行業務の委託料は別のものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　じゃあ、私の思い込みだったのですね。令和３年度からエリアワゴンの債務負担行為が発生します。エリアワゴンは来年の４月からでしょう。どういうことなのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　エリアワゴンの運行につきましては、令和４年４月１日から運行する予定にしております。その運行を実施するに当たりまして、運行事業者を選定し、契約した後に、運輸局等の許可申請、許可取得をする必要があるために、今年度予算措置を行うことから、令和３年度からの債務負担の設定をさせていただいておりまして、実際に運行するのは４年から６年ということの３年間でありますので、合わせた４年間の債務負担を今回設定させていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　準備行為を委託料の債務負担行為の中に入れているわけですか。誰に準備行為を委託するわけですか。運行委託料の中にそれは入るのですか。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　そのような費用は含まれておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　委託業者に渡す委託料は、令和４年、５年、６年なのでしょう。債務負担行為は令和３年から組んでいるではないのですか。なぜですかと聞いたら、運輸局とか、準備行為が要りますと説明されたから、その準備行為は運行委託料ですかというふうに聞いたのだけれど、あなたは入っていませんと言うでしょう。路頭に迷うわけです。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　先ほど申しましたが、今年度中に運行業務を委託する事業者と契約をする必要がございます。その契約を行うための予算措置ということで、債務負担行為を設定しておりますけれども、実際の運行業務につきましては、令和４年度からということになりますので、運行委託料については４年度から発生するものということになります。ちなみに令和４年度の当初予算において、運行事業費の予算要求をしたいというふうに考えております

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　令和３年度中に契約をして、令和３年度中の委託料がありますということですか。

○議長（松延隆俊）

　地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

　令和３年度につきましては、運行業務の契約を締結するために債務負担行為を設定しておりますが、運行業務に係る委託料は発生しておりませんので、金額はゼロ円になります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第９５号」から「議案第９７号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第９８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　オートレースに関する「議案第９８号」です。補正４５３万３千円の増額となっています。内容を説明してください。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　包括的民間業務委託の内容につきましては、歳入総額より選手賞金やＪＫＡ交付金、車券払戻金等の事業必要経費及び収益補償金を除いた額が包括的民間業務費になります。今回の補正につきましては、主に当初開催予定日数の増に伴います勝車投票券発売収入の増及び重勝式発売収益配分金の増を理由といたしまして、歳入予算２２億６１８９万４千円の増額補正を行い、合わせて歳出予算の必要経費２２億５７３６万１千円を補正し、差引残額が４５３万３千円増加したことによります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もともと包括的民間業務費は１０億７３１４万７千円あるわけですけれど、今回の補正については、どういう協議を委託業者としたのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今のご質問で業者とどのような協議を行ったかというような内容ですけれども、今回の場合は、契約書の中に歳入予算総額より事業に必要な経費を除いた額が包括的民間業務費となることから、協議等は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本トーター株式会社とは協議していないわけですか。業者とは協議していないということですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　協議は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　内部協議で予算計上に至ったと、そういうことでよろしいですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　そのとおりです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第９８号」について、終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第９９号」から「議案第１０３号」までの５件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第１０４号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議長、「議案第１０８号」と関連がある質問になりますけれど、及んでもよろしいでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　今、８番　川上直喜議員から要望のありました「議案第１０４号」と「議案第１０８号」については、関連があるということでございますので、議長において、質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まず、債務負担行為に係る委託業務の内容を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　債務負担行為については、水道施設運転管理及び料金収納等の業務になっております。現在の委託期間が令和４年度までとなっておりますので、令和５年からの１０年間の業務委託を実施するための債務負担です。内容につきましては、料金収納関連業務、メーター関連業務、電子計算処理システム、給水装置関連業務、水道管路関連業務、浄水場・配水池等の運転操作等が主なものとなります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　浄水場関連の管理運転業務と料金収納という２本立てだと思いますけれど、これまで行っていた業務以外にプラスとなるものがありますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今回追加した内容につきましては、給水申請などの給水装置関連の窓口業務、管路施設等の修繕立会いなどの水道管路関連業務、水道メーターの管理や取替え、浄水場で使用する薬品の購入や簡易な修繕などの業務を追加しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　債務負担行為、これまで３年とか５年とかやってきましたけれど、今度１０年なのです。３５％も水道料金を上げていて、６５億５千万円を１つの業者にぼんと出すのかと。市民は大変心配しているわけです。それで、債務負担行為、６５億５千万円の根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　業務の内容に基づき、歩掛りや見積り等により積算し、設定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その答弁なら私がもう聞くまでもないです。それ以外のお金だったら、問題でしょう。６５億５千万円という数字の根拠になる数字を。あなた方、３５％も水道料金上げているわけでしょう。そして、６５億５千万円のローンを市民にぼんとのせて、１０年ローン。今のような答弁で、市民がああそうですかと言えないでしょう。私も言えません。少し丁寧に答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　運転管理業務において、税抜きで４０億６８９３万５千円、料金収納等業務におきまして、税抜きで１８億８６６４万７千円、合わせて、税抜きで５９億５５５８万２千円。消費税込み合計で６５億５１１３万８千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　浄水場関係の管理運転、幾らと言われましたか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

消費税抜きで４０億６８９３万５千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この中で、先ほどおっしゃった追加業務にかかる分はどれぐらいと見込んであるのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　追加業務につきましては、１１億４９４６万５千円、税込みとなります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、先ほど２本立ての話をしていただいたのですけれど、従来との関係でいえば、６５億５千万円の中に、約１１億５千万円が加わっているわけですから、従来のものは５４億円という考え方、業務としては。

次は、この６５億５千万円の財源は、私はもう水道料しかないだろうと思うのだけれど、確認をしたいと思うのです。ほかにありますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　水道料金のほかに、下水道料金の収納業務も一部ありますので、下水道料金も入ります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはどれくらいありますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　収納の決算額によって案分いたしますので、ちょっと現時点では、はっきりとしたことが分かりません。

○議長（松延隆俊）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大半は水道料ということで確認していいですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　大半が水道料金で間違いありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これはもう包括的民間委託が前提なのだけれど、ここで「議案１０８号」に関わるのですけれど、令和３年度から１０年間、特定の民間業者を選んで、契約するのだけれど、選定方式は入札ではないのです。うちはこういう仕事の仕方をしますという提案方式なのです。仕組みをちょっと教えてもらえますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今回の業者選定に当たりましては、プロポーザル方式で行いたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　選定委員会を作りたいと、市長の下に。ということなのですけれど、何人で予定しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　８名以内を予定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

過去の実績は何人ですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　９名で実施しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１人減らす理由は何ですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今回の委員構成につきましては、前回の選定の際には、市職員のみで構成された委員会でありましたが、今回から外部の委員を入れる予定としておりますので、その関係から８名以内としております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　意味が分かりません。９人を８人以内にしたのは、なぜかと聞いたのですよ。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今回選定するに当たり、選定委員会の構成を考えた結果、８名以内がよいと考えましたので、８名以内と設定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　石田さん、飯塚市議会では今の答弁は通用しない。私が考えたから、そうしたのだという答弁だ。どういう答弁なの。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　今回、プロポーザル方式で選定することとしております委託業務について、委託する業務内容等を勘案して、この業務の業者を選ぶのに必要な人員を検討した結果が８人だったということで、減らしたということではありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　８人以下というけれど、今の答弁だと８人で決まっているのですね。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

現時点では８名以内ということにしています。

○議長（松延隆俊）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

今まで職員が９人でやっていましたというのは事実ですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　事実でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市のプロポーザルガイドラインがあります。何と書いていますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長

○企業管理課長（榊　敏江）

　審査委員会の設置の中で、運営に当たっては、審査委員会は委員が５人以上で組織する。委員は所管部長、所管課長及び所管課職員が構成数の２分の１以上となってはならないものとする。審査委員会の設置、運営に当たっては審査委員会の設置要綱を策定するものとする。ただし、学識経験者等の外部委員を選任する場合は、附属機関設置条例の制定等の対応が必要となると書いております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　済んだことだと、５年前のことだというふうに考えてはいけないと思うのです。そこで全員職員で選ぶ感覚、それに反省がないわけですから、今度１人減らした８人、外部の方も入ってもらおうと。しかし、反省がないわけだから、どういう方が入るのか関心があります。それで、この間の包括的民間委託は平成１７年度から出発していると思うけれど、このところの委託業者の推移はいつからいつまで、どこそこ、債務負担行為は幾ら、委託料は幾らというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　平成１８年３月の合併以降の分で申し上げますと、すみません、債務負担行為の限度額は、現在、手元に資料を持ち合わせておりませんので、委託金額で説明させていただきます。平成１８年に、太郎丸秋松浄水場運転管理業務委託を実施し、委託金額が２９４０万円、税込みとなっております。それから、飯塚市浄水場運転管理等業務委託を委託料が税込みで９４３９万５千円となっております。それから平成１９年度から２１年までが、飯塚市浄水場運転管理業務等委託で、税込みで５億８０６１万８５００円となっております。平成２２年から２４年までが、飯塚市浄水場運転管理等業務委託で、税込みで委託料が４億８６９９万円。上下水道料金収納等業務委託が税込みで２億３２０５万円。平成２５年から２９年までが飯塚市浄水場運転管理等業務委託、税込みで、消費税の改正があっておりますので、消費税改正後で１４億６４９３万６千円。それから、今現在の飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託が、消費税の改正後で１９億３０９１万円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　業者の名前を聞かなかったですか。追加でお願いします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　平成１８年の太郎丸と秋松浄水場の運転委託は、昭和メンテナンス工業株式会社です。飯塚市浄水場運転管理業務等委託は、水道機工株式会社となります。平成１９年から２１年までの、飯塚市の浄水場運転管理業務委託は水道機工株式会社、平成２２年度から２４年までの浄水場の運転管理等業務委託は株式会社データベース、上下水道料金収納等業務委託がフジ地中情報株式会社、平成２５年度から２９年までの飯塚市浄水場運転管理等業務委託が株式会社データベース。現在行っておりますのが、ケイ・イー・エス第一環境共同企業体となります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで今回、債務負担行為が６５億５千万円でしょう。それから、それを対比するために先ほど追加業務が発生した部分を除くと、債務負担行為が５４億円です。それで、手元にないと言われたけれど、直近の委託に関わる債務負担行為は２３億５千万円ぐらいです。これは５年ですから、だから１０年と対比するために倍にする必要があります。そうすると今回、債務負担両方で比較します。そうすると、今回５４億円なのです。直近で掛ける２をして、４７億円。７億ぐらい下がるのです。これはどういうことか説明ができますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　追加業務が先ほど言いました１１億４９４６万５千円となりますので、追加業務がなければ、税込みで５４億円程度になるかと思います。人件費の増やその他一般管理費等の増で、年間で税抜きで６千万円等の増が見込まれております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は７億円の違いを聞いたわけです。今、６千万円は分かりました。あと６億４千万円は分からないです。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　消費税抜きで、年間で６千万円ですので、１０年間で大体６億６千万円程度になるかと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは人件費ということですか。直近の５年間と、これからの１０年間、人件費で。そうすると１０年間で７億円というのは人件費ですということなのですね。いいですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　人件費やその他一般管理費や物価上昇等の関連で、合計で税抜き６千万円と見込んでおります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこのところを、もう少し分かるように言ってもらえますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　人件費の増が１０年間で税抜きで申し上げますと、約２億６千万円。その他、一般管理費等の物価上昇分が１０年間で税抜きで３億４千万円と見込んでおります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その会社がそれだけ人件費を払うだろうということで、積算しているわけでしょう。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　あくまで、積算上となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　想定としては、その仕事に従事する方々は何人ぐらいですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　総勢で８５名程度を予定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１０年間で２億６千万円、人件費が増えるというのは、その方々の賃金水準がそれだけ上がるということなのですか。それとも人数が倍になるとか、そういうことを想定しているわけですか。

○議長（松延隆俊）

企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　５年前の設計段階と比べて、現在でそのくらい程度上がっていると見込んで設計しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　従事する方の人数、８５人という設定は変わらないと。ご本人たちの給料が上がるでしょうというのが２億６千万円ということなのですね。

○議長（松延隆俊）

企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　設計上ではそのとおりになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一般管理費の３億４千万円の増というのは、どういうことになりますか。何ですか、一般管理というのは。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　その他の増につきましては、システムや備品等の人件費以外に係る運転管理に関わる、歩掛り上の技術的な経費等の上昇によるものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、「議案第１０８号」にちょっと時間がかかっておりますので、議案につきまして概要にとどめていただきまして、後日、経済建設委員会に付託しますので、そこでまた審査要望という形でまとめていただくことでお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経済建設委員会において、ここのところの資料を提出していただいて、よく市民に分かるように説明していただきたいと。今のは債務負担行為と債務負担行為の話です。

次は、債務負担行為と実績、委託料との関係をお尋ねするのですけれど、先ほど言ったように、今回債務負担行為は５４億円です。新しい分を除けば。１９億５千万円を除けば。これに対して、直近の委託料は５年間で１９億３千万円という説明がありましたので、５年と１０年を比較しますので、１９億３千万円を２倍します。そうすると、３８億６千万円。それで、５４億円の負担行為に対してこれまでどおりだったら、３８億６千万円しか委託料は出ないということになるわけです。この計算上で言えば、先ほど７億円の説明がありましたけれど、それを除いて考えると、単純に引き算すると１５億４千万円の違いがある、債務負担行為と委託料見込みが。これに先ほど言った、分からない７億円を入れたとしても８億４千万円の差があるわけです。ちょっと説明してください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在、委託しております内容で申し上げますと、設定した債務負担限度額は税抜きで２１億５３２９万円でした。そして、提案時に見積額を申請した業者が提案してきますが、その金額が１７億６５００万円、税抜きで提示してきております。約４億円弱が見積りで下がった金額となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　よく分かりません。この債務負担行為同士で７億円の違いがあります。それから、債務負担行為と実績で１５億４千万円の差があります。あなた方が見積もった中身というか、設計した内容というのもよく分かりません。これは、経済建設委員会でもやっていただけると思いますけれど、独自に調査もしたいと思います。それで、なぜ５年を１０年にしたのかということをお尋ねしたいと思うのです。どうして１０年間にしたのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　今回、水道施設の運転管理等に加えまして、新たに追加します水道管路の維持管理業務は、習熟することに一定の期間を要することから、期間を１０年間と設定することで、安定した質の高いサービスを継続して提供ができると判断いたしました。また、契約更新時に発生します備品費や料金システムの開発費、それからデータ移行に関わる費用が１回で済みますので、初期費用を少しでも軽減、削減できるというところで導入いたしました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　債務負担行為を１０年間もうっていいのですか。１０年ローンができるのですか、法律上。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　国の財政法では、国庫債務負担の期限は原則５年以内と規定されておりますが、地方公共団体の上限については法律上の制限はありませんので、今回、議会で１０年の必要性を審議していただき、認められれば問題ないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地方公共団体では、５年以上駄目ですという規定はないのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　ございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　絶対にないですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　地方公共団体において、債務負担行為が５年以内という規定はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　契約は１０年でしょう。契約が１０年というのは大丈夫なのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　債務負担行為が１０年間認められれば、契約上は問題ありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは何かに書いてあるのですか。債務負担行為が１０年認められれば、契約も１０年認められるという。何か書いてあるのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　予算の裏づけがあれば、契約は問題ありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうふうに書いているのですか、何かに。飯塚市は地方公共団体です。「飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」というのをあなた方は知っているでしょう。ちょっと説明してください。あなた方のさきの答弁と整合性が取れるかどうか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　長期継続契約については、債務負担行為としての議決を経ずして契約を行うものでありますので、今回は債務負担行為を設定して、契約するものでありますので、長期継続契約には当たらないものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは、この条例の中に書いてあるのですか。飯塚市条例第３８号と書いてありますけれど。あなた方の解釈は、逐条解説か何か読んでいるのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　地方自治法に、債務負担行為について定める規定に関わらず、翌年度以降にわたり―――

すみません。逐条解説に当たるかと思いますけれども、債務負担行為の議決を経ずして毎年度の経費予算の範囲内で給付を受けることができることが長期継続契約というふうに規定されておりますので、債務負担行為を設定したものについては、長期継続契約に当たらないと判断しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは経済建設委員会でも審査してほしいと思うのだけれど、この条例の中には今おっしゃったことは別に書いてない。それで、しかも基本的に５年を超えてはならないということになっているわけです。しかもその中で、「市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。」ということまで書いているのだけれど、あなた方はこれにはとらわれないと、債務負担行為があればということを、今答弁しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　債務負担行為を設定すれば、この長期継続契約に当たらないと判断しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは引き続き審査しましょう。それで、もう締めくくりますから。この間、上水道の事業、それから企業局になって、流れの中で、こういう巨額の契約を特定業者と水道料を原資として結んできたのだけれど、いろいろ事件がありました。公営事業の重要な部分を民間が、職員だけで選んだと言われているけれど、選ばれて、そこに濃厚な関係を、現職あるいはＯＢ、企業局の幹部、議員らと濃厚な関係ができてくるということになると、公営企業としてまともな運営ができるかということになります。実際に現場で働いている労働者は、請負業者が変わっても基本的には変わらない。何が変わるかというと、知らない人が入ってくるという関係です。これが６５億５千万円もかけて、１０年間契約でやっていくということになってくると、癒着防止のために何か特別な努力をしなければならないと考えたと思うのです、あなた方は。どういうことを考えました。癒着防止のための規定、新たなこと、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　契約期間を１０年とすることで業者との慣れ合い等が発生して、適正な業務ができなくなるのではないかというご心配だと思います。委託業者と適切な距離感、また指導監督により、業務を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、今後、業務を開始するに当たりましては、運営状況等のチェック、もちろん今回提示します要求水準等が守られているか、モニタリング等の導入を今検討しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　企業局の職員も公務員でございます。プロの公務員でございますので、今言われるような、特定の関係というのは、想定はしておりません。きっちり距離感を持って業務を遂行していくということでやっていきます。

○議長（松延隆俊）

　川上議員、先ほどちょっと申しましたけれど、長時間に及んでおりますので、付託される委員会への審査要望としてまとめていただくようにお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　非常に重要な答弁をされましたね。私ども公務員ですから想定していませんと言われましたね。それが問題でしょう。そういうことだったら、ノーブレーキでいってくださいということですよ。政治倫理条例も要らない。公務員法も要らない。公務員法はあるのが前提でしょうけれど。現実に、市民に顔向けできないことが何度か現実に起こってきたではないですか。それに反省がないから、目をつぶるから、これから１０年間、同じようなことが起こっても何も心配がないということを今おっしゃっているのではないのですか。違うのですか。

（　発言する者あり　）

　手も挙げずに反問してきたから。重ねて質問するということにいきましょう。あなた方のＯＢが、副市長になって旅行に行きましたね。

○議長（松延隆俊）

　川上議員、議題から外れておりますので、それはこの場ではちょっとやめてください。先ほど申しましたように、委員会の―――。（　発言する者あり　）その件についてはちょっと止めてください。お願いします。（　発言する者あり　）付託される委員会に審査要望でまとめてください。（　発言する者あり　）どうぞお座りください。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　手を挙げずに、要らぬ発言をしました。申し訳ございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　中身の問題ですよ。だから、この程度の反省しかない。なぜこういったことが起こったのかと。平成１７年度から民間と濃厚な関係を続けてきて、巨額の委託費を払いながらやってくると、こういう無感覚になるのではないですか。これは指摘をしておきます。

○議長（松延隆俊）

　「議案第１０４号」及び「議案第１０８号」については、質疑を終結いたします。「議案第１０５号」から「議案第１０７号」までの３件及び「議案第１０９号」から「議案第１１１号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後　３時０９分　休憩

午後　３時１９分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。

「議案第１１２号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　子どもに関わる国民健康保険税の減免に関わる議案です。議案提出に至るまでの経過をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　平成２７年の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、子どもに係る均等割保険料の軽減措置について議論することとなり、議論が進められ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するほか、関係規定を整理するものとなっています。

○議長（松延隆俊）

　８番、川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その法改正ということですね。それで飯塚市の加入世帯への影響額、影響のある世帯と影響額をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　対象は全世帯の未就学児になっております。均等割りの５割を軽減し、軽減の負担を国２分の１、県４分の１、市４分の１で行うことになります。影響ですが、７割軽減の人数が２５７人、５割が２１７人、２割が１０５人、軽減なしが３６４人で合計９４３人、総額約９２０万円が影響となります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国保にはため込み金があって、来年、２年後には５億円にもなる可能性を、私は試算をしました。思い切った国民健康保険税の引下げを求めておきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第１１３号」から「議案第１１５号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第１１６号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは下三緒排水ポンプ場に機械設置を行う工事、２億６９００万円ということなのですけれど、このポンプ場はどういう能力を持って、どういう役割を果たすのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　今回のポンプの能力でございますけれども、毎秒４立米のポンプを設置し、除じん機と併せて設置する規模のポンプとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　入札の実施結果をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　入札の執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、機械器具設置の市内登録業者を指名することを決定し、本年１０月１９日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、５者指名をし、１者が辞退され、４者による入札の結果、予定価格２億８３６１万８００円に対し、落札額２億６９１７万円、落札率９４．９％となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　辞退の理由は分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　作業員不足のためという辞退理由となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　特別な情報提供はあっていませんか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　ございません。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第１１７号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第１１８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　施設の立地場所、概要及び業務内容、指定管理開始時期などについてお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　新産業創出支援センター、通称トライバレーセンターは、本市に集積している大学や研究機関、産業支援機関などと連携して、新しい産業やビジネスを生み出そうとする起業家などに、低価格の使用料でオフィスを貸出しすることにより、創業や事業化の支援を行うインキュベーション施設でございます。平成１５年４月に利用開始いたしておりまして、延べ床面積２０５２平米、鉄骨造り３階建て、入居部屋数２０室の施設となります。

指定管理が行う主な業務は、施設の利用に関する業務、施設の周知に関する業務、使用料の徴収に関する業務、電気使用料の徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理等に関する業務となっております。また、トライバレーセンターの指定管理は平成１８年度より実施しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成１５、１６、１７年はどういう状況だったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　申し訳ございません。資料を持ち合わせてございませんので、分かりかねます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　利用状況はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　トライバレーセンター２０室の内、４月１日時点の過去５年間の入居状況についてお答えいたします。平成２９年度、７室、入居率３５％、平成３０年度、１０室、入居率５０％、平成３１年度、１２室、入居率６５％、令和２年度、１６室、入居率８０％、令和３年度、１７室、入居率８５％でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市が本来は売却予定の土地を売るのをやめて、市がお金を出して、この施設を造って入居者を募集していると。当初の方針と違うことをやっているわけですけれど、今後の方向性はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　当施設は入居開始をいたしました平成１５年末に６５％の入居率となっておりましたが、その後、年々増加いたしまして、ピーク時であります平成２０年度末の入居率は８５％となり、その後、リーマンショックなどの経済状況の悪化の影響もありまして、これ以降、平成２９年度までは３５％から５０％ぐらいの入居率で推移しておりました。その当時の入居率の低迷を受け、平成２９年度の飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画におきまして、当施設は廃止の方針が出されております。ただし、５年間の事業効果を検証の上、方針を定めることとしており、令和３年度が５年目となります。先ほど答弁いたしましたとおり、入居率は令和元年度以降、増加傾向にあり、ＩＴサテライトオフィスの誘致、ブロックチェーン関連産業による誘致などの取組により、今後も高い入居率で推移できるよう創業支援や企業の集積を図ってまいりたいと考えております。今後の施設の方向性につきましては、本年度までの事業効果を検証の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　慎重な検討が必要だと思いますが、指定管理議案です。それで、平成１８年から今日まで指定管理者はどういうふうに変わっていますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　平成１８年度に指定管理者制度を導入して以来、過去４回の選定手続を行い、いずれも福岡ソフトウェアセンターが指定管理者となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　簡潔に聞いていきます。株式会社福岡ソフトウェアセンターというのは、どういう会社なのですか。資本金、出資者をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　福岡ソフトウェアセンターについてでございますが、福岡ソフトウェアセンターは地域産業発展の礎となる高度情報処理技術の育成を第一使命として、平成４年に設立されています。「ヒトを育てる」「拠点をつくる」「事業を起こす」の３つの柱を基に、産・学・官のコーディネーターとして高度情報社会を担う人材の育成と技術の向上を図っている企業でございます。

現在の事業内容としましては、主に地域企業の社員等を対象としたＩＴエンジニアの育成や、パソコン技術習得などの職業訓練事業等を主な内容とする人材育成事業、同施設に入居する企業への助言や連携を促進する実践指導事業、システム開発の受託、人材派遣などの開発あっせん事業、駐車場や研修棟の管理を行うその他の事業となっております。なお、地域に密着した形での地域のＩＴ化を目指した取組を行っており、親子ミーティング講座やＲＰＡ講習などの地域情報化講座や地域貢献事業を実施している会社でございます。

また、資本金は１０億４７００万円でございます。出資会社といたしましては、情報処理推進機構、福岡県、飯塚市、西日本シティ銀行、深田環境開発工業、麻生、九電工、福岡銀行、ＦＣＣテクノ、西部ガス、飯塚信用金庫などがございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　会長は誰になっているか、分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　福岡県知事になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　副会長はおられますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　飯塚市長でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

そういう会社なのです。そういう会社が飯塚市の公共施設のメンテの仕事を取るわけです。１０億円ですよ、資本金。県知事がトライバレーのメンテの仕事をしたいと言っているわけです。では、真面目に自分がやるのかと聞きたいでしょう。それで、再委託は禁止しているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　業務の再委託につきましては、禁止しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、このトライバレーに関わる業務は、実際は誰が行っているのですか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　指定管理業務として福岡ソフトウェアセンターが行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから再委託で仕事を行っている会社があるのではないのですか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　再委託はございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どこに再委託していますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　トライバレーセンターにおけます再委託業務といたしましては、基本協定書の規定に基づきまして、次の業務を承認いたしております。常駐管理業務、施設内清掃業務、電気設備保守点検業務、空調設備保守点検業務、昇降機保守点検業務、消防用設備保守点検業務、保安警備業務、植栽等維持管理業務、以上の８業務でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは経済建設委員会に行くのか。やはり、実態を審査してもらいたいと思います。三セクで１０億円の資本金の会社、実働部隊がどれぐらいあるか分かりませんけれど。直接飯塚市が地元の中小零細業者に発注したら何が悪いのかと思うわけです。きちんとした単価で発注すればいいではないですか。実際、平成５年から７年までやってきたわけです。再々委託は駄目なのですか。再々委託していいのですか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　再々委託につきましては、できないことになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それならなおのこと、分割して直接仕事を発注するという考え方が当たり前ではないかと思うのです。少なくともこのソフトウェアセンターと地元の小さな業者がまともに競争できるのですか。４回取ったと言ったけれど、これは複数で競争したことは何回ありますか。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　過去４回の選定手続のうち、公募により全て行っておりますが、競争したのは２回になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その競争に敗れたところは、ソフトウェアセンターの委託を受けるというような形ではないのですか。それで、さきの水道にも関わるけれど、ソフトウェアセンターは市の業務に関わるいろいろなものを取りますよ。自分では仕事しませんよ。予約乗合タクシーとか。ソフトウェアセンターにどれだけのお金が残るのか。残ったお金の意味は何なのか。現場で働いている労働者の労働条件にマイナスの影響になっているだけではないのかというふうに思うわけです。だから、トライバレーの問題はトライバレーとして、今後どうするというのはあるのだけれど、それにしても、指定管理者制度で今度発注するということはやめるべきではないかと思います。答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　全ての公の施設につきましては、指定管理制度の導入につきまして、指定管理制度の運用に関するガイドラインにより、飯塚市指定管理者制度導入推進委員会におきまして、民間事業者のノウハウの活用や民間事業者が明示するサービスを提供している、また、行政でなければ平等性・公平性を確保できない、明確な理由がないなどの６項目を検討いたしまして、制度導入の可否を決定しております。また、指定管理制度を導入する施設につきましても、引き続き指定管理制度による施設運営を継続するかどうかを同委員会に諮り、更新の方針を決定することとしておりまして、当施設指定管理者導入については、令和２年１２月２１日に開催されました飯塚市指定管理者導入推進等委員会において、指定管理者制度導入施設として適正との判断があり、指定管理者制度は適正であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自分では実際に仕事ができない会社なのです。仕事を取って配るのは上手だけれど、そういう会社を、どういう人たちが優秀だということで選ぶのでしょうね。その選定委員はどういう人たちなのですか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　３時４０分　休憩

午後　３時４１分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。産学振興課長。

○産学振興課長（大隈友加）

　飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第８条に基づきまして、学識経験者、公募、選定する指定管理施設に関して専門知識を有する者などをもって委員を構成しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。ちょっといいですか。今までの質問も含めて、付託委員会の審査要望としてまとめていただくようにお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第１１９号」及び「議案第１２０号」以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。本案２７件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第１２２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　ただいま上程されました予算議案につきまして、追加提案と記載されております一般会計補正予算書により提案理由の説明をいたします。今回の補正予算議案は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

３ページをお願いいたします。「議案第１２２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）」につきましては、第１条で既定の予算総額に１１億８０６９万６千円を追加し、第２条で繰越明許費を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。本案は議案付託一覧表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

提出されております請願が１件あります。請願文書表に記載しておりますとおり「請願第５号」は、経済建設委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時４４分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

防災安全課長　　白　石　善　彦

契約課長　　東　　　剛　史

財政課長　　落　合　幸　司

財産活用課長　　安　武　一　彦

健幸都市推進課長　　瀬　尾　善　忠

地域公共交通対策課長　　松　村　浩　史

医療保険課長　　鐘ヶ江　孝　二

環境対策課長　　小　村　慎　次

公営競技事業所副所長　　樋　口　嘉　文

産学振興課長　　大　隈　友　加

商工観光課長　　小　川　敬　一

社会・障がい者福祉課長　　手　柴　英　司

住宅課長　　井　上　尊　之

土木管理課長　　林　　　泰　記

土木建設課長　　中　村　　　章

企業管理課長　　榊　　　敏　江